The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	英国共和制時代におけるヂョン・ミルトンの民主主義思想
Author(s)	加藤, 猛夫
Citation	大阪大学文学部紀要. 1957, 5, p. 269-307
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/7067
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

英国共和制時代における
ヂョン・ミルトンの民主主義思想

加藤猛夫

目次

第壱章　第一次国内戦後英国の政情（一六四五――一六四九年）――共和制の確立――ミルトンの「国王、元首の在位権」について……一

第弐章　クロムウェルの執権職時代（一六五三――一六五八年）とミルトンの「偶像破壊者」の内容――セックスビーの「斬奸は殺人罪に非ず」の思想……一四

第参章　王政復古（一六六〇年）とミルトンの「自由共和国建設の迅速容易なる道」の内容……二五

第壱章　第一次国内戦後英国の政情
（一六四五――一六四九年）――共和制の確立――ミルトンの「国王、元首の在位権」について

ミルトンの思想を追求するには彼の時代、即ち十七世紀の初葉から中葉を過ぎる迄の複雑な英国の政情と、それと並行する当時の社会思想を追つて行かねばならぬが、本論文において私はチャールズ一世王と英国の清教派（Puritanism）の一派たる独立派（the Independents）に属する議会議員の利害を代表する所謂「議会軍」（the Parliamentary Army）との対立抗争による第一次国内戦争が千六百四十五年に終つて、第二次国内戦で千六百四十九年、王が敗北して議会軍の捕虜となつた後ちの英国政情と、にらみ合はせてミルトンが当時発表した三つのパンフレットに現はれる彼れの民主主義思想を窺つて見たいと思ふ。

チャールズ一世は千六百四十七年の八月、ハンプトン・コート宮殿に移されて此処に幽閉された。此の時の議会の構成を見ると、王に味方して居る清教派の長老派（the Presbyterians）の議員と、王に反対する独立派議員とは数に於いて相半ばして居た。王党軍に対抗してゐる議会軍は、寛大な条件で王党派の人達と和平を妥結する用意があつた。此の和平交渉が、だんだん長引いたので世間の人やクロムウエル麾下の議会軍の兵士の間では、議会軍の幹部が金銭と名誉に眼をくれて軍隊の利益を犠牲にして王党派と交渉を続けて居るのだといふ噂が立つた。当時、民主主義の思想家であり平衡主義運動（the Leveller Movement）の指導家であつたヂョン・リルバーン（John Lilburne）は千六百四十六年の四月以来、ロンドン塔に政治犯人として監禁されて居たが、獄中でパンフレットを執筆し、クロムウエル、並びに彼れ一派の幹部が収入の最も多い地位に就くであらうことを非難してゐた。これまでのリルバーンの数々のパンフレットは、議会軍に配布されて兵士達は大いに其の影響を受けてゐた。千六百四十七年の春、貴族院の報告では、リルバーンのパンフレット類を兵士達が耽読して、法文を引用するかのやうに此等のパンフレットの所説を、しきりに引用したと云はれる。

和平の交渉が長びくにつれて兵士達はチャールズ王を「英国の大殺人犯人」と呼んで王との交渉を打ち切つてしまへ。そして、王権は一つの害悪だ。貴族院は「色塗りの人形達」（painted marionettes）の集まりだと言ひ出した。彼等は千六百四十七年の十月に至つて代表委員（これを当時、agitators、即ち、代行員と呼んだ）を選出して、声明書を作り、軍隊と国民の権利を確保しなければならぬと気勢を挙げた。事実、彼等は和平の交渉が失敗すれば反逆罪に問はれる危険にあつたわけである。彼等は議会の解散を要求し、民主主義の基礎の上に立つて議会を改造すること、貴族院を廃して、衆議院一院制にすること、議会は二ケ年継続のこと、国家の主権は議会に存在すべきこと、良心の自由と信教の自由と、国家による民衆教育とが両々相俟つて確立されること等の点を主張した。この声

明書を彼等は「人民協定」（the Agreement of the People）と呼んだ。けだし、それは人民が協議して作り上げた声明書といふ意味であらう。

幽閉されたチャールズ王は外部からの訪問者を引見することは許されてゐたが、スコットランドの長老派の指導者達は議会の長老派議員と提携して、チャールズ王を、かついで独立派の軍隊と一戦を交へることを辞せない覚悟で王と其のやうな密謀をこらしてゐた。

議会に於いて長老派議員を一掃しようと計画してゐる独立派の人達は、千六百四十七年の十月十三日、三回に渉つて行つた投票に依つて長老派の勢力を駆逐しようとしたが不可能であつた。一方、議会軍の下部の連中は、いつ何時叛乱を起こし上層幹部に反抗し、王に危害を加へるかもわからぬといふ不穏の形勢が見えた。又、平衡運動者達も王に危害を加へようとして居るといふ風評があつたので、王の身辺を気づかつた穏健派のクロムウエルは王に勧めて十一月十一日の暴風の夜陰に乗じてハンプトン・コート宮殿を脱出せしめて英国南海岸のワイト島の行在所に移した。

軍隊は騒然として収拾し難くなりつゝあつた。ヂョン・リルバーンを始め、このたびの国内戦で王党軍の拠点ブリストル市攻撃に偉勲を立てゝ居たレーンズバラ（Rainsborough）大佐、スコット（Scott）少佐、その他の人達は馬で連隊から連隊へと遊説してまはつて英国民の自由擁護の必要を唱へて兵士を煽動した。これに呼応した連隊は、おのおの駐屯地から都合の良い場所に集つて示威大会を開いた。その一つはロンドンの北にあたるハートフォード州の首

都ハートフォード市の郊外、コークブッシュ・フィールド（Corkbush Field）で十一月十五日開催の大会に七個連隊が参加した。彼等は特別のバッヂを帽子につけた。此のバッヂには「国民の自由と軍人の権利」（the people's liberty and the rights of the soldiers）といふ文句を入れて「人民協定」の声明書の精神を明らかにした。フェアファックス（Fairfax）大将は軍隊の不穏を察して此の大会に臨み、兵士達に静観の必要を力説した。然し此等参加連隊の中には執拗にフェアファックスの命令勧誘に反抗を示す連隊長もゐたのでクロムウエルは弾圧的に主謀者二名を死刑処分に附した。

全体に軍紀が弛緩して来たし、動揺も甚だしいので、これまで議会軍の最高命令機関であつた陸軍大評議会（the Grand Council of the Army）の代りに将官評議会（the Council of Officers）が最高の権能を振うやうになつた。クロムウエルの高圧態度が軍隊の動揺反抗を一時的に押へることに成功した。千六百四十七年の十二月の半ばに至ると独立派議員が多数となつて居た議会は四個の法案を通過させ、王の批准を求めた。此等の法案は国王の専擅を抑制して議会の権能と立場を有利ならしめる目的のものであつた。例へば、このたびの国内戦争中、議会の発令した一切の指令を立法化するために王の批准を求めること、王が内戦遂行のためにロンドンを離れて以来、勝手に敍任した貴族に貴族院の議席を与へざること、町村の民間兵（the militia）に対する指揮権を王をして放棄させることを規定したものであつた。こゝに挙げた諸条件を王は表面、受諾したのであつたが、腹心の臣下に真意を打ち明けて、これは当面の対

策に過ぎないものであり、自分の海外亡命を容易ならしめるために相手を一時、安心させるために妥協したのだと洩らしたと伝へられて居る。

一方、スコットランドの国教、長老制（Presbyterianism）を代表する委員達は幽閉中のチャールズ王に接近して、英国国内に長老制の宗教的、政治的立場を王に認めてもらひ、英国国教（Anglicanism）と同じ立場で英国国内に長老制の勢力を伸ばさうと考へて居た。そこで英国議会の現下の方針とする凡ゆる宗派に対する寛大な取扱ひを撤廃してくれるやうスコットランド国民の名において英国議会に申入れた。次に委員達は、王が幽閉されてゐたワイト島に出かけて、王に面謁の上、先般、議会を通過した四法案に対する反対声明を伝へ、その上、十二月二十六日、王と密約を締結して、これを「契約」（the Engagement）と呼んだ。この「契約」の中で、王は、スコットランド国民の長老派の政治、宗教政策の大本を規定してゐる所謂「盟約」（the Covenant）を英国・スコットランド両国を通じて承認すべきこと、また王は英国に長老制を向ふ三ケ年間、承認すること、そして、此の期限経過後は、永久とりきめとして改めて協議の上で契約すること、次に清教派に属する独立派（これが今次の国内戦争で王を捕へて幽閉して居る軍部の人達であつた）、その他の小分立派の信者達（sectaries）を王の政府は弾圧すべきこと、これに依つて英国・スコットランドは教会組織の単一性を確立、維持して行くといふ趣旨の条項が規定された。

スコットランドの委員達は王が右の密約の精神に則つて、面目を失はぬやうに英国議会と交渉の上、契約を結び、万一、王が国王としての大権を回復することが出来ない立場に追ひこめられる場合は、スコットランド国民が王の大権擁護のために銃剣を執つて起ち上がらうとまで言つて王の強い決意を促がした。王は長老派たるスコットランド人民の支援が約束されたので急に勇気づけられた。議会の代表委員達が王を訪れると王は彼等を軽視する態度を示し始め、且つ自分は囚人として自分を考へてよいのか、或は身辺の危険なくスコットランドへ自由に出かけてよいのかと云ふ事を委員達に訊ねた。そして既に通過した四法案の批准を断然拒否する態度に出た。王の特使が軍部と和平の交渉を進めようとしてやつて来た。然し、すでにクロムウエルは、王がスコットランドの長老派の人々と提携してクロムウエルの軍隊と一戦を交へようと着々、密謀を進めてゐることが押収書簡で読み取れてゐたから、この交渉再開に応ずるべく積極的態度を示さなかつた。

一方、チャールズ王を助けて王党派の勝利に導き、それによつて英国国内に長老派（Presbyterianism）の宗教的、政治的立場を公認して貰ひ、長老派を英国国教（Anglicanism）と同じ立場に置いてもらはうとする計画を立てゝゐたスコットランド長老派の委員達は、英国議会に対して、英国内で長老主義の採用を実現するやう積極的努力を要望し、英国議会の現下の方針と見える凡ゆる宗派に対する寛大な取扱ひを撤廃する要求を申入れた。この申入れは、スコットランド国民の名に於いて、おこなはれた。

斯うしてチャールズ王がスコットランド人民の委員達と密約を締

結するのでは、これまで両国の治安維持と時局の解決のために組織されてゐた「両国委員会」(the Committee of Both Kingdoms)の存在の意義が失はれることになつた。スコットランドの委員達が本国へ引き上げるや、スコットランド議会は四万の兵力を英国に派遣、チャールズ王をスコットランドに伴ひ来るべしといふ決議をした。このやうな手段に訴へることは、英国とスコットランドとの間に戦争を誘発するものであるとして反対する議員もあつたが、大勢の赴くところ遂にスコットランド議会は英国議会軍を相手に戦争準備に突入した。又、フランスやオランダ、英国南方の海峡諸島に移住、逃亡してゐた王党派の人達は、チャールズ王のために示威運動を大々的に始めた。

王党の貴族オーモンド伯 (the Earl of Ormond) は千六百四十四年、アイルランド総督に任命されてゐたが、千六百四十七年の末にアイルランドから帰つて来て、王のために力をいたす決意を表明した。オーモンド伯の此の言動は、議会軍の幹部を非常に激昂せしめ、彼等は王との和平交渉を打切つてしまつた。オーモンド伯はアルイランドに勤王軍の旗上げの準備を進めた。斯うして勤王派の活動が表面化し、一方では議会軍の内紛によりロンドン中央商業区 (the City) の長老派の人達の王党派への協力支持を得れば、王党派の形勢は好転するやうに見えてきた。

勤王派の示威運動が各地で起こつた。千六百四十八年の四月九日にロンドンの職人の徒弟達が示威運動を起こして議会軍と衝突して死傷者が出た。「神とチャールズ王のために」(For God and King Charles!) といふのが彼等の勤王の標語であつた。五月に入ると、ケント、エセックスの二州、ウェールズ地方での勤王の士が武装蜂起を始めた。斯うして千六百四十八年に第二次国内戦争が始まつた。サフォーク州でもハートフォード州でも、スコットランドでも勤王軍が起つた。初めは勤王軍が優勢であつたが、だんだん議会軍に圧倒された。クロムウエルはウェールズ地方の勤王党を鎮圧して、そこのペンブルック城 (the Castle of Pembroke) を七月十一日に陥れた。フェアファックス大将 (General Fairfax) とアイアトン少将 (Major-General Ireton) は東部、中部の諸州を鎮定してゐた。クロムウエルは北上してヨーク州に入り、ランバート少将 (Major-General Lambert) の率ゐる議会軍を援け、そこから西して連合軍はランカ州 (Lancashire) に入り、スコットランド軍の英国への南下を食ひとめた。九月の末にクロムウエル軍はスコットランドに進入、一方、第一次国内戦の時、議会軍と共同作戦をやつたアーヂャイル侯 (Marquis Argyle) がクロムウエル軍に呼応して起つた。此の支援を得たクロムウエルは転じてヨーク州に逆もどり、勤王軍最後の拠点たるポンテフラクト城 (the Castle of Pontefract) を抜いた。時に翌年の三月二十五日。

これを以て第二次国内戦は事実上、終りを告げた。斯うして独立派の将兵を中心とする議会軍が勤王軍を破つて圧倒的勝利を収めてゐる間に皮肉にも議会そのものは議会軍に何の連絡もしないで王と交渉を再開してゐた。議会の長老派の議員の領袖達は議会軍の独断専行を抑へようとしてゐたのである。王と議会代表委員との間の時

局打開についての交渉は千六百四十八年の九月十八日に始まつた。然し、その前から国民の一部にはチャールズ王の王権回復に反対の声が挙がり、ロンドン及び附近の住民四万人の署名に係る陳情書が九月十一日に衆議院に提出されてゐた。君主制と貴族院の存続を否定する陳情書であつた。此の陳情書署名運動を裏で糸を引いて居たのはリルバーンであつた。此の陳情書の中で述べられて居ることは、王の名に依つて無辜の人達の命が失はれたこと、王の陋劣な策謀によつて平和な国民の生活が破滅せしめられたことなどであつた。又、国内戦争の張本人の処刑も要求された。

王は議会委員達が示した和解条件に難色を示し、一方、独立派の議員達とも交渉してゐた。議会軍は王の此の首鼠両端の態度を憎んで此の陳情書に支持を与へた。北方で勝利を博したクロムウエルは王と妥協して議会軍と王との双方の面目を立てゝ時局を収拾することは不可能と考へた。軍隊は最近の国内の騒乱の責任を王に負はせて王の厳罰を強く要請した。彼等は王と妥協策を講ずるよりも、王を断罪すべき裁判を開くやう強く要求した。然し、議会は王との妥協に到達して、向ふ二十年間、軍隊を議会の指導下に置き、長老制を向ふ三年間、英国国教と定めるといふことを議決した。然し此の議決は多数の長老派議員の力で、おこなはれたものゝ、クロムウエルを初めとして独立派の人達は、この議決を喜ばなかつた。そこで彼等は長老派議員が勢力を占めて居る議会の再編成を行ひ、国王に臨むに極刑を以てすべき決意を固めた。クロムウエル派のアイアトン少将は議会に提出する筈の軍隊からの「獻策書」(the Remonstrance)を起草して、辞句の訂正後、これが二十日、衆議院に提出された。此の上申書の主眼は適当な時機に議会を解散せしむべきこと、議会の会期を制限すること、国王の大権を人民代表者に委譲すること、世襲君主制の廃止、選挙君主制の採用、選挙君主制による国王に議会決議の絶対否認権を賦与せざること、信教における良心の自由と礼拝の自由の確立等の要望であつた。且つまた、チャールズ王は「反逆、流血、有害行為」(the treason, blood and mischief)の罪を犯し、「我等の禍乱の主たる大張本人」(the capital and grand author of our troubles)であるに依り、王を処断すべしと要求した。

この情勢下に王はワイト島から王党派の人達の陰謀によつて奪ひ去られる恐れがあると云ふので十二月二日、ハンプ州のハースト城(the Castle of Hurst)へ移された。軍隊から提出された「獻策書」は、すでに議会に回附されてゐたが、十一月三十日、議会は其の受理を拒否することに一決した。この事実を聞いた軍隊は神に祈りを始め、その内に、神の示現があつたと称し、議会を解散し、国王を誅すべしとの託宣を受けたと言ひ始めた。茲において軍隊は長老派議員の多数派が勢力を占めて居る議会と抗争を始め、遂に議会は軍隊の圧力に屈して八十三対百二十九票を以て王を問罪すべしと云ふ個条を含めた議決を通過させた。軍隊側にして見れば国王が王権を回復して、軍隊の首脳者を内乱罪、反逆罪で断罪するやうな事が起つては自分達の不利に終るから飽くまで内乱の責任を王に負はせる必要から遂に十二月五日の午後、議会に対してクーデタを断行

した。議員中の長老派議員を閉め出す必要があるのでプライド大佐(Colonel Thomas Pride)が此の日、議会の入口に陣取つて、登院して来る長老派議員で有力者と目される四十一名を逮捕監禁させてしまつた。そして結局、追放された議員は四十七名に達した。斯うして勤王党議員の有力者が放逐されたあとでは独立派議員が絶対多数党となつて、千六百四十八年、十二月二十三日、議会はチャールズ王、並びに今回の内乱罪に連坐する人達の処罰を決定すべき委員を選定任命した。王はウインザー宮殿からホワイトホール宮殿(Whitehall)へ移された。右の査問委員会は王は議会と国家とを相手どつて戦争を起した張本人であると断定したので、更らに議会は特別査問会を組織した。この時、王の無罪を主張し王を弁護する幾多のパンフレットが出版された。また長老派の牧師達は王を断罪せんとする議会の処置の不当を叫んだ。

スコットランド議会の代表委員達は、チャールズ王は英国王であり、同時にスコットランド王であるから、英国議会が王を断罪せんとするは大権の侵害であると申入れた。オランダの国会は特別使節を英国議会に送つて王のために議会で弁護の熱弁を振はしめた。然し査問会の決意は固く、遂に翌千六百四十九年の一月二十七日、王の有罪を認め死刑を宣告するに至つた。この年の一月十八日の日附でトマスン(George Thomason)の発行に成る長老派の牧師数人によつて執筆された「ロンドン区内の福音奉仕者達による批判の真剣、且つ忠実なる表明」(A serious and faithful Representation of the Judgements of Ministers of the Gospel Within the

Province of London)と題するパンフレットが出版された。このパンフレットの要旨は独立派の議員達が議会で高圧手段によつてチャールズ王処刑の決議を通過させたのだとする非難を表明して居る。王の処刑は、もはや既定の事実として一月三十日、ホワイト宮殿の前で執行された。右のパンフレットは丁度、その前日に発表を見たのである。茲に於いて、此のパンフレットの要旨を論駁して、王の処刑を合法化する論陣を張るべく一つのパンフレットの執筆を思ひ立つたのがミルトンであつた(Arthur E. Barker 教授著「ミルトンと清教派のディレンマ—一六四一年より一六六〇年に至る」、*Milton and the Puritan Dilemma* の第九章、百四十二頁、並びに三百九十一頁の註、三十号参照)。ミルトンの此の予定のパンフレットが十月に刊行されるに先立つこと、六週間、牧師のヂョン・グッドウイン(John Goodwin)が王の処刑を合法化しようとする「権利と力の契合。——フェアファックス侯指揮下の軍隊の近時、並びに現下の行動に関する簡単、公平なる尋究」(Right and Might well met, Or, A Brief and unpartiall enquiry into the late and present proceedings of the Army under the Command of the Lord Fairfax)と題するパンフレットを発表した。この中でグッドウインは政治は人民の利益を優先的に計るべきであつて、もし国王の行動が人民の利益に相反する場合は、国王を処刑することの出来る力の主体が其の処刑を行ふことが出来るのだと主張した。此の論旨たる人民の利益を国王の欲望に優先せしむべきだといふ事は、すでにミルトンが同じ論旨を、前年(一六四八年)刊行のラテイン文の「英国

人ヂョン・ミルトンの英国人民のための弁護」（*Joannis Miltoni Angli Pro Populo Anglicano Defensio*）に展開して居ると、バーカー教授は指摘して居り、国王を処刑することは「神みづからと自然とが、国家の安寧のための凡ゆる事物は合法的であり、正義に、かなつて居るものと考へらるべしと定めたところの」（...which God himself and nature hath appointed: that all things for the safety of the commonwealth should be deemed lawful and righteous）法則に一致するものだとミルトンは主張してゐた（ミルトンの右論文、コランビア大学版、第七巻、三十一―三頁、二百六十九頁。バーカー教授の右の著述、第九章、百四十四頁、並びに巻末文獻表四百十一頁参照）。

斯うして王政が廃止され、ついで議会の上院も廃止されて千六百四十九年の秋、英国は共和政治を採用することになつた。新政府は新国家に忠誠を誓はしめんために、議会の議員、陸海軍人、裁判官、弁護士、都市吏員、大学職員・学生、牧師達に其の誓約を要求した。然し、まだ直ちに新事態に適応することを躊躇する数千の人達は此の誓約を拒否した。又、一方、チャールズ王死刑の張本人であるとしてクロムウエルを非難攻撃するパンフレットや諷刺詩が続出した。殊に当時、ギリシャ語の標題を用いた「王の宸影」（*Εἰκὼν Βασιλική*）と題する筆者不明のパンフレットの出版は、まだ故王に対して愛慕の念を禁じ得ないで居る人達の心に大きな感動を呼び起こし、勤王の精神を再燃せしめた。此のパンフレットは故王みづからの執筆だとして喧伝された。これは幽閉中の王が「殉教者」としての苦難を嘗め、明日の日への希望を捨てず、敬虔な心を抱いて暗愁の日を送り、過ぎし一生を顧みて一点のやましい所が無いと云ふ告白を綴つたものであつた。

これが当時、故王自筆の文章だと取沙汰されたが実際は長老派の牧師ヂョン・ゴードゥン博士（Dr. John Gauden）の筆に成り、今日ではゴードゥンの執筆だと云ふのが定説である。人気を呼んで此のパンフレットは一年以内に五十版を重ねた。

チャールズ王処刑の後ち貴族院は或る条件を設けて皇太子を迎へ国王に擁立する意嚮があつたが衆議院は之れに賛成しないで、千六百四十九年の二月六日、二十九票対四十四票の多数決を以て貴族院廃止の決議を通過させた。二月十五日に至つて国家評議会（the Council of State）が組織されて四十一人の評議員が網羅された。これは内閣の機能を果たすためのものであつて、チャールズ王が掌握してゐた権能以上の権能が与へられて、軍事、外交、警察、司法事務を掌り、国家の財務を掌つた。評議員の任期を一ケ年とした。そして君主制廃止に伴つて、色々の委員会が構成されて、これが国家評議会の下で王制廃止後の種々の善後策を処理することになつた。此の委員会といふのは王党派の人達の処罰に関連して王党派の人達の財産没収処理の委員会、また罰金収納委員会、王室領土地売却委員会、陸軍、海軍、造幣、その他各種の事務処理のための委員会であつた。此等の委員会の委員達の中には不正行為をやる者があり、例へばウイリアム・パッカー（William Packer）少佐は他の二、三の将官と共に王室領の土地を安く手に入れて豪奢な生活を始めた。

委員会の不正、腐敗の実例を、まのあたりに見て居たミルトンは、これを、このまゝ棄ておきはしなかつた。後ちの彼れの執筆になる共和制国家の構成を論じたパンフレットにおいて斯うした名目の委員会の任命を排撃して居るのは、現実の共和制下の委員会の腐敗、不正を憤慨して居たからである。

チャールズ王の処刑を正当化し合法化しようとするミルトンのパンフレットは「国王、元首の在位権。もし尋常の司法官にして暴君、或は悪王の罪を問ひ、正当に有罪と決せしのち、此の王を廃し死刑に処すべきを怠り或は拒むにおいては、斯く為すべき権能ある人、之れを行ふは合法的にして、又、万世を通じて、しかく認められ来たりしといふ事実の論証」(The Tenure of Kings and Magistrates: proving, That it is Lawful, and hath been held so through all Ages, for any, who have Power, to call to account a Tyrant, or wicked King, and after due conviction, to depose, and put him to death; if the ordinary Magistrate have neglected, or deny'd to doe it.) と題するものであつた。ミルトンは一国の元首たる国王が、国王、元首の位に在るべき権利は如何なる根拠に基づいて居るかを論じ、その事実を明らかにして、さて、次ぎにチャールズ王が此のたびの国内戦争の責任者として国王の位に留まるべき権利があるか否かを論じ、結論としてチャールズ王は位から追はれ、死刑に処せらるべきであつたと主張するのである。

このパンフレットの標題の意味について一言して見ると、そもそも kings と magistrates とは互ひに取換へ得べき同じ意味の言葉として使用されてをり、king は元来「有能の人」の意味であるが、magistrate はラティン語の magister（即ち英語の master に当り、主人、長の意味）に縁があり、magistratus から来た語である。magistratus とは「首長たる役目」といふ抽象的意味から転じて、首長たる役目を果たす人の意味に用いられ、国家で言へば、元首の意味になり、市では市長、村では村長の意味に用いられる。magistrate は行政長官であり、同時に裁判権を持つてゐる司法長官でもある。この語は、そのやうに用いられるのである。此のパンフレットの標題の kings and magistrates は、国王である人が同時に司法の最高長官であるといふ意味を含めて、同一人物が二つの地位を兼ねてゐる意味を表はしたものである。だから、この二語で司法の最高権を具象する国家の元首といふ意味を表はすことになる。

さて、ミルトンは、このパンフレットに於いて、王は這般の国内戦挑発の発頭人であり、これまで国民を圧制して来て、その上、国内戦に国民を追ひこんで多くの人を殺戮した殺人犯人ゆえ、その責任を負ふて王が処刑されたのが当然であつたのだと言ふ。もし、人民には、その国王を処刑する権利が無いと言う人があるならば、自分は、それに反証を示すことが出来ると彼は言ふ。もし王が人民に依つて選ばれたことが神の行為であるからは人民が王を廃黜することはできないことだと言ふ論法を用いるならば、それと同じ理屈をもつて、もし王が国法を破つて公けの利益と福祉を破壊する行為に及ぶならば、人民は神意に従つて彼等の王を糺弾し、或は廃黜する

正当の権利を持つてゐると言へる。けだし聖書には王と人民の両方の言分を支持する言説が与へられてゐるのだとミルトンは言ふ。次ぎに彼は、チャールズ王を暴君として認め、その廃黜を正当化しようとするため、暴君についての定義を与へて曰く、暴君とは「無数の非違と、人民に対する圧制、殺人、虐殺、強姦、密通、都市や全国土の荒廃、転覆」(innumerable wrongs and oppressions of the people, murders, massachers, rapes, adulteries, desolation, and subversion of Citties and whole Provinces)(「国王、元首の在位権」、十八頁。コランビア大学版、ミルトン著作全集、第五巻)といふ不祥事をもつて汚がされた政治をする支配者の謂ひであるとする。そしてミルトンは以上の如き罪悪を犯した暴君が古代ギリシヤ、ローマの歴史に照して見て如何に処罰されたか明かであると云ふ。ミルトンは聖書の中のキリストや聖パウロの言を引用して自説を支持して居る。またビザンテイン帝国、即ち東ローマ帝国の皇帝コンスタンテイヌス・レオ(Constantinus Leo)の言を引用し、ビザンテイン帝国の法律では「国王の目的とする所は一般の利益を求めることであり、もし国王が、之れを果たさざるに於いては此の王は王の似せ者に過ぎない」(The end of a King is for the general good, which he not performing is but the counterfet of a King.)(同上書、二十四頁)と言つて居る。

外国の例を見る迄もなく英国国内でも古代のイギリスの法律書を調べて見ると英国貴族は下は人民の最下級の者から、上は国王に至るまで、あらゆる人を裁く権能を持つて居た事が明らかであり、議会に於いて、あらゆる諸侯は公けの利益を計るために有能な貴族として考へられ、又、そのために国王を批判することが出来たのだ」(...might for the public good be thought a fit Peer and judge of the King)(同上書、二十五頁)とミルトンは言ふ。そしてミルトンの結論としては「それから推して慥かに我等の祖先は、如何なる権利を自然が、或は古代の憲法が彼等に与へたかについて無知でなかつたゝめ、戴冠式の時と、また議会において繰り返へし述べられた国王の誓言が、正しく守られない時、彼等の暴君的国王を廃黜して死刑に処すことは決して違法に非ずと考へたのだ」(whence doubtless our Ancestors who were not ignorant with what rights either Nature or ancient Constitution had endowed them, when Oaths both at Coronation, and renewd in Parlament would not serve, thought it no way illegal to dispose and put to death thir tyrannous Kings.)(同上書、二十五頁)と言ふのである。

アングロ・サクソン時代より前のブリトン人の時代、人民による国王の処罰についてミルトンは論じて曰く、ブリトン人はローマ軍が英国撤退後、自分らの王を選挙し始め、不適任な国王の場合は之れを廃し死刑に処する習慣となつたのだとし、この点に就いて次のやうに言つて居る。「然し、此れより先き、我国の凡ゆる歴史家の中で最も古い歴史家ギルダスはローマ帝国が衰へるに及んで、これまで征服によつて此の島国に対してローマ人が持つて居た権利を捨て去り、それを、ことごとくブリトン国民の手に委ねた当時に

ついて語つて次のやうな証言を与へてゐる。即ち、人民は西紀四四六年の頃、彼等自身の本来の権利を再び斯くの如くにして賦与されるや、最も傑れたる人として彼等が考へた人を自分達のために王に選び（ローマ人時代以降、此の国で王となつたキリスト教徒の最初の英国王である）、そして、彼等は相当の原因を認めた時には、此れと同じ権利によつて、此の王を通例、廃黜し、死刑に処した。此れがイングランドの王にして提示し得る、或いは、権利ありと主張し得る最も根本的にして、最も古い在位権の証拠である。それと比較すれば、あらゆる爾余の主張権や弁護材料も昨日の所産に過ぎない。ギルダスはブリトン人が斯かる処置に出でしことを非難して居るのだと言つて私に異議を唱へる人があるならば、それに対する答は容易である。即ち、ブリトン人が斯くの如き人を王に選ぶに至る以前のブリトン人をギルダスが非難して居ないと同様に斯くの如き人を王に選ぶに至つたことに対して彼等を非難して居ないからだ。けだし、ギルダスは次のやうに言つて居る。彼等は神の力によつて聖油式を以て彼等を王として奉戴しないで、他の人物以上に血に汚がされた人物を聖油式によつて王に奉じたのだと。次にギルダスは斯くの如き王を廃黜し、或は死刑に処したことを以てブリトン人を非難するのではなくて、裁判も用いず、或は原因も、よく調べないで余りに早急に事を運んだこと、また廃した王よりも一層劣悪な王を選んだことを以て彼等を非難して居るのである」（But far before these days, *Gildas* the most ancient of all our Historians, speaking of those times wherein the Roman Empire

decaying quitted and relinquished what right they had by Conquest to this Iland, and resign'd it all into the peoples hands, testifies that the people thus re-invested with thir own original right, about the year 446, both elected them Kings, whom they thought best (the first Christian Brittish Kings that ever raign'd heer since the Romans) and by the same right, when they apprehended cause, usually depos'd and put them to death. This is the most fundamental and ancient tenure that any King of *England* can produce or pretend to; in comparison of which, all other titles and pleas are but of yesterday. If any object that *Gildas* condemns the Britans for so doing, the answer is as ready; that he condemns them no more for so doing, then hee did before choosing such, for saith he, *They anointed them Kings, not of God, but such as were more bloody then the rest.* Next hee condemns them not at all for deposing or putting them to death, but for doing it over hastily, without tryal or well examining the cause, and for electing others wors in thir room.）と（同上書、二十六頁）。

ミルトンは更に近世史から例を採つて、国王が下人民によつて殆んど死刑に値ひするとまでの宣告を受けた事実を指摘する。一五四六年、ヘッセン伯なるサクソン公、並びに新教連盟が、こぞつて神聖ローマ皇帝チャールズ五世に対して戦争を始め、この皇帝に対する忠誠の義務を破棄し、それから次に此の皇帝にカイザーの称号を

許しておくべきや否やを論じた。これについてミルトンは、彼等は此の皇帝を廃黜し死刑に処する権利を持つて居たけれども、それを実行に移すだけの実力が無かつたのだと言ふ。「此れは廃黜するか、死刑に処すかといふ事に於いて、それを実行に移す力以外に何が欠けて居たかは世の凡ての人の判断に任せる」(Let all men judge what this wanted of deposing or of killing, but the power to doe it.)(同上書、二十七頁)と言ふ。それから次にミルトンはスコットランドのメアリー女王(Queen Mary of the Scots)について語る。一五五九年、スコットランドの新教徒達、即ち長老派の人達は女王が彼等に信仰の自由を拒否したために其の報復として女王に対する忠誠の義務を破棄した。これに就いてミルトンは言ふ。「慥かに忠誠の義務を放棄すれば、その瞬間に、王たりとも、女王たりとも実質的には廃黜されて居るのである」(……certainly when all allegeance is renounc'd that very hour the King or Queen is in effect depos'd.)(同上書、二十八頁)と言ふ。

スコットランドで宗教改革を実現した渠のヂョン・ノックスの言を引用してミルトンが言ふには、ノックスに依れば国王が国法を紊る場合は国法を破る普通の国民と同様に正当な所罰を受けるべきであると。「故に若し国王が殺人者、密通者、偶像崇拝者であるならば、王は国王としてではなく、一人の法律違犯者として所罰さるべきである」(……so that if the King be a Murderer, Adulterer, or Idolater, he should suffer, not as a King, but as an offender.)(同上書、二十八頁)と。ノックスは宗教大会に於いて大臣のレシングトン(Lethington)との論争において右の論法を繰り返へして述べた。此の大会に出席のスコットランドの貴族達は、その時、この点に関するキャルヴィン、其の他の諸学者の意見を徴するやう勧告したが、ノックスの返答は振つて居た。もし自分が、そのやうな処置に出るならば、自己の無定見と失念癖とを暴露するだけのものだ。何んとなれば、その人達は彼と同意見なることを彼自身が、よく知つて居るから。さうして遂にスコットランドの新教徒達は女王メアリーとの戦ひにおいて勝利を博し、女王を廃黜したのであつたとミルトンは曰ふ。(同上書、三十—三頁)。

次ぎに、オランダ諸州がイスパニア王フィリップ二世の羈絆の下に圧制を受けて居たが、王の暴政を理由にして王に対する忠誠の義務の破棄の宣言を大会に於いて、おこなつた(同上書、二十九頁)。此の事実に照らせば今や英国で独立派の人達がチャールズ王を暴君と目して王と戦争をして居ることに対して同じ新教徒たるスコットランドの長老派の人達は何故、反対するのであるかとミルトンは反問する。何んとなれば長老派の人達が「さうすることの最も活き活きした手本を最近に彼等自身が示した」(the latest and the liveliest example of doing it themselves)(同上書、三十一頁)のだとミルトンは曰ふ。初めフランスのリヨンの新教徒ワルデンズ人、ついでランゲドック(Languedoc)のワルデンズ人達は自分らの暴君に対して戦争を始め、この戦争を以て義戦と称したではないかと云ふ。

ミルトンはチャールズ王に味方して居る英国の長老派の人達に反

省を促がさうとして居るのであり、スコットランドの長老派の人達が彼等の女王を廃黜したと同じ理由で英国の独立派の人達はチャールズ王を廃黜する必要を唱へて居るのに英国の長老派の人達は此の処置に反対の意を示してゐる。またミルトンはスコットランドの長老派の人達は王の居ない国会を作り、上院を抜きにした議会を持ちつゞけ、又、時には下院を抜きにして上院だけを保存した議会を開き、是れまで王の最高権を認めてゐた誓ひをば破棄して王を廃黜した事実を英国の長老派の人達に印象づけようとする（同上書、三十二頁）。そして、国王が王としての権利を剝奪されゝば王は最早、「他の如何なる法律違犯者と同様、司直の手にかゝつて糺弾されるべき」（……subject to the reach of Justice and arraignment as any other transgressors）（同上書、四十頁）だとミルトンは曰ふ。そして斯かる場合、有罪と判明した国王を法廷の宣告によつて死刑に処することについてミルトンは躊躇する所なく次のやうに言ふ。「彼等の王を死刑に処し終つて居ないといふことは新教国の栄誉でもなく、又、栄誉たるべきものでもない。新教を奉ずる王として死刑に価ひせざりしといふ事が王の栄誉たることである」（It is not, neither ought to be the glory of a Protestant State, never to have put thir King to death; It is the glory of a Protestant King never to have deserv'd death.）（同上書、四十一頁）と。

それからミルトンはチャールズ王に対して慈悲、哀憐を示す勿れと国民に警告するのである。他国の実例を見ると国民を圧迫弾圧した国王に国民が反抗して武器を執つて起ち、中途で国王の罪を赦して釈放するや、王は国民を裏切つて復讐した例が幾つもある。例へばデンマーク王クリスティアン二世、また神聖ローマ皇帝にしてイスパニア王だつたマクスミリアン皇帝、フランス王チャールズ九世など、その例である。それに似た近き例はベルギーにもイタリアのナポリにもあつたとミルトンは言ふ。そして、又、ミルトンは聖書に例を採つてダヴィデ王は、サウルが「涙を流し大いに非を悔いてダヴィデを損ふことなからんことを二度も誓つたけれども」（……though with tears and much relenting he twise promis'd not to hurt him）（同上書、四十三頁）サウルに対して妥協しなかつたとミルトンは言ふ。

さればミルトンは此等の例から見て一つの教訓を学ぶべしと英国民とスコットランド国民に訴へ「如何なる健全、或は安全な妥協の道がないものとして、彼等に、又、彼等の王に爾来、不可抗的に襲ひかゝつて来た所の凡ゆる禍ひを初め生ぜしめ、醸成し、且つ続けた所の人達だとして復讐を目ざして居る敵の術中にむざむざ」（……blindly into the snare of those enemies whose revenge looks on them as the men who first begun, fomented, and carri'd on, beyond the cure of any sound or safe accommodation, all the evil which hath since unavoidably befall'n them and thir King.）（同上書、四十三頁）陥る勿れと言ふ。

国民が選んだ国王が暴君たる時は之れを廃黜して可なりといふミルトンの理論の論拠は新教改革者や其の方面の宗教理論家、例へばキャルヴィン、ツヴィングリ、ヂョン・ノックス、カートライト、

ダッドリー・フェナー（Dudley Fenner）、クリストファー・グッドマン（Christopher Goodman）の如き人達の理論に即して居る。グッドマンの言説をミルトンは引用して居る。即ち「国王、或は支配者が神を罵る冒瀆者となり、彼等の臣民の圧制者、殺人者となる時、彼等は国王、或は適法の行政長官として最早、認めらるべきでなく、神の掟によつて取調べられ、糺弾され、有罪とされ、所罰さるべき私人として認めらるべきである。そして、神の掟によつて有罪とされ所罰されることは、それは人間の為す業に非ずして、神の為す業なのである」（"When Kings or Rulers become blasphemers of God, oppressors and murderers of thir Subjects, they ought no more to be accounted Kings or lawfull Magistrates, but as privat men to be examind, accus'd, condemn'd, and punisht by the law of God, and being convicted and punisht by that law, it is not mens but Gods doing."）（同上書、五十頁）と。

ミルトンは更らにグッドマンから引用してゐる。即ち「行政長官が彼等の本務を果たさざるに至る時、人民は、あだかも長官を戴かざるが如しである。否、それにも増して困つた事である。そして神は刃を人民の手に委ね、神みづから直接に彼等の長と成り給ふたのである」（"When Magistrates cease to doe thir Duty, the people are as it were without Magistrates, yea worse, and then God giveth the sword into the peoples hand, and he himself is become immediatly thir head."）（同上書、五十一頁）と。

然し、支配者が賢明で善良な支配者であるならば事情は異なる。そこで、グッドマンは言ふ。「もし君主が正しき行ひをなし、諸氏に対して約束を守るならば、諸氏は君主に対して謙虚な柔順を示さねばならない。もし然るに非ずんば、諸氏は、その義務を解かれ、諸氏の考へるべき事は、次に神に対する斯くの如き反逆者や彼等の国家の圧制者を法律に従つて如何にして廃黜し所罰すべきかと云ふ事である」（"If Princes doe right and keep promise with you, then doe you owe to them all humble obedience: if not, yee are discharg'd, and your study ought to be in this case how ye may depose and punish according to the Law such Rebels against God and oppressors of thir Country."）（同上書、五十一頁）と云ふ事もミルトンは指摘することを忘れては居ない。

右のパンフレットは、チャールズ王処刑後、両三日にして出版された。共和制国家となつた新政府は、右のパンフレット執筆後、ミルトンを外国語秘書官といふ役目に千六百四十九年の三月十三日に任命した。その頃の年俸で二百ポンドと云ふのであるから、すこぶる優遇された地位である。国際公文書をラティン語で草する役目であつた。

第弐章　クロムウエルの執権職時代（一六五三―一六五八年）とミルトンの「偶像破壊者」の内容。セックスビーの「斬奸は殺人罪に非ず」の思想

千六百四十九年で一先づ、英国の君主制は終焉を告げ、国内戦の善後策として英国政情は幾変転を経て、遂に千六百五十三年に「政治契約」(the Instrument of Government) と称する憲法によつてクロムウエルは執権 (the Protector) に任命された。議会は執権職の下に属した。右の憲法によつて国家評議会が執権の権能を抑制した。決してクロムウエルが専制君主的権限を振ふことは許されなかつた。議会は三年目毎に開催されることになつて居り、開会後五ケ月間、議会の賛成なくして流会、休会、解散は許されなかつた。クロムウエル治下の第一次議会は先きに一院制の議会と決まつて居たのを、此の制度の可否について審議することになつた。その結果、一院制の存続、議会は三年目に代議士の改選を行ふこと、国家評議会は議会に依存し、評議会委員は、これまでの間接選挙による終身在職といふことを改めて、執権が指名して議会が之れを協賛することにし、任期は議員の改選によつて新議会が成立して改めて任命されるまでの期間、即ち三年間とし、新議会が開かれて、再任すれば任期が延びるが、解職される場合は新議会が開かれて四十日以内に解職された。千六百五十七年の六月二十六日、クロムウエルは英国、スコットランド、アイルランド三国の執権として議会で宣言された。

所でチャールズ王処刑後に発表された「王の宸影」なるパンフレットの論旨を反駁するためにミルトンはクロムウエル政府の求めに応じて筆を執つた。彼は右の匿名のパンフレットが世間で噂されて居るやうにチャールズ王自身の筆に成るものでなく、誰か故王のために弁護せんとする人の筆に成るものと睨んだ。ミルトンは「王の宸影」と言ふことは偶像崇拝の意味を含んで居るから、自分は偶像を破壊する目的で此のパンフレットの論旨の破砕のために「偶像破壊者」を意味するギリシア語の標題 *Εικονοκλαστής* を選ぶと称して自分のパンフレットに此の標題を冠した。此の「偶像破壊者」と題するパンフレットが出版されたのは千六百四十九年の十月であつた。

ミルトンの右のパンフレットに於ける所論は嚮きのパンフレット「国王、元首の在位権」(*The Tenure of Kings and Magistrates*) に盛られた思想と同工異曲であり、たゞ「王の宸影」の中の所論の反駁のために多少、箇条書きに論駁の筆陣を進めて居るのである。ミルトンが「偶像破壊者」を執筆する動機は彼自身が言ふ如く「一人の王が其の著者と言はれて居る」(a King is said to be the Author) 所の著作に於いて見出される多くの捏造虚構、誤謬の事実を反駁するべく、英国民の自由の擁護のためであつた。彼は王の挑戦に応ずるべく「自由と共和国家のために」(in the behalf of

Libertie, and the Commonwealth）起つたのだと言つて居る（「偶像破壊者」、序文、六十三頁。コランビア大学版、ミルトン著作全集、第五巻）。彼は自分のパンフレットの中に「宮中で囁かれて来たこと、或は王の悪業について公然喧伝されて来たことのすべて」（all that hath been whisper'd in the Court, or alleg'd op'nly of the Kings bad actions）を記録したり「王の全生涯の非行を剔抉して語らう」（to ripp up and relate the misdoings of his whole life）とする意図はない（「偶像破壊者」、序文、六十七頁）たゞ「王の宸影」の中に書き記されて居るチャールズ王の筆に成る荒唐無稽の誹謗を反駁しようとするのみが目的だと言つて居る。

ミルトンは先づ曰く、これまでチャールズ王を打倒しようとして協力した人達が今となつて、暴君の振舞のあつた王を、その当然の所罰から王を救ひ守らうとして居るのは奇怪至極である。「たゞ茲に残念なことは、わづかに落ちんとする首を髪一筋によつて支へて居る人達自身の最上の利益と利便のために此の首を刎ねないことである。王の手から自分達を救ひ給へと祈つておきながら、一旦、自分達の祈りを聴き入れ給ふや神に対して今や不平を言ひ、王を慕ふあまり、彼等を救ひくれた人達に対して呪ひの声を、前と同じ位の大声で叫んで居るとは何たる忘恩の、そして、つむじ曲りの人達だらう」（The only grief is, that the head was not strook off to the best advantage and commodity of them that held it by the hair; an ingratefull and pervers generation, who having first cry'd to God to be deliver'd from thir King, now murmur against God that heard thir praiers, and cry as loud for thir King against those that deliver'd them.）と云ふ（「偶像破壊者」、序文、七十一―二頁）。右の一節でミルトンの言ふ所を窺ふと、彼は此のパンフレットの執筆を、「王の宸影」が出版される以前、または断頭台で王が処刑されない以前に始めて居たやうに思はれる。

「王の宸影」の著者はチャールズ王が流血の行為を犯したのではないと言ひ、また新教教会が、おこなつた改革をば「王に対する謀反、神への冒瀆、偽善」（rebellion, sacrilege, and hypocrisie）の名を以て呼んでゐる（「偶像破壊者」序文、七十三頁）如き、国民を愚弄せんとする斯うして態度をミルトンは容赦できないと感じた。斯くて「王の宸影」の筆者がチャールズ王自身でないことをミルトンは看破しては居たが（同上、第一章、八十八頁）、表面、此の著述はチャールズ王の絶筆として出版されて居たのであるからミルトンは、勢ひ、この著述の言説は全部チャールズ王自身の真剣の言辞として受取る態度を示さざるを得なかつた。

「王の宸影」の中で筆者は言ふ。チャールズ王は終始ひたすら国民の意に副ふやうに努めて来たのだと。然しミルトンは反駁する。英国民自身は王が国民の欲する所とは凡そ「反対の方向を常に取つたのだ」（hee ever took the contrary way）と云ふことを知つて居り、また「王自身の行動から推して我々は遠うの昔に王が議会なるものについて、また国民の意に副ふことについて如何なる考へを持つて居たかを感じとつて居たのだ」（...from his own actions

we felt long agoe what he thought of Parlaments or of pleasing his People.)（「偶像破壊者」、第一章、七十九頁）と言ふ。「王の宸影」の著者はチャールズ王は合理的な人であり、王の反対者達は理性を欠いだ人達で、徒党を組んでは、ことさら王に反抗して居る徒輩だと評して居るとミルトンは言ふ。そしてミルトンは皮肉な揶喩を以て「王の宸影」の著者のチャールズ王弁護の辞を次のやうに、けなして居る。『王は「他人の熱狂偏見を恐れる」ことが常にあったと云ふが、王自身の熱狂と偏見をば恐れなかつたのだ。「そして自分」自身の「理性の力によつて如何なる徒党にも抵抗できると云ふことを疑はなかつたのだ」。己れの頑迷を理性と呼び他人の理性を党派心と呼ぶことは王にとつて、いとも容易なことである。然し、一方において我々は次の事を信ぜねばならない。即ち叡智と凡ゆる理性は王にとつては王冠と王たる称号によつて生じ来たり、他人の場合は、熱狂と偏見と党派心とが王の臣民たることによつて生ずると云ふ事を』(He still *fear'd passion and prejudice in other men*; not in himself: *and doubted not by the weight of his own reason, to counterpoyse any Faction*: it being so easie for him, and so frequent, to call his obstinacy, Reason, and other mens reason, Faction. Wee in the mean while must beleive, that wisdom and all reason came to him by Title, with his Crown; Passion, Prejudice, and Faction came to others by being Subjects.)（「偶像破壊者」、第一章、七十九――八十頁）。と。この引用中の「」内の文句はミルトンが「王の宸影」の著者の言葉を揶喩的に引用したものである。

「王の宸影」の著者が用いる論法はチャールズ王の希望通りに議会が運営されゝば国政は平和に行はれるだらうと云ふことである。けれどもミルトンは之れを反駁して言ふ。チャールズ王の政治は国民全体の利益を計らうとするのでなくて、自己並びに周囲の寵臣の利益を図るに汲々としてゐる。一方、議会は国民の代表として国民の利益を図るために、利己的な国王に反対して、議会自身の提案、政策を進めて行くのが当然だと。もしもチャールズ王の希望通りに国家が王の意のまゝになるとしたら、それは何を意味するか。そこでミルトンは次のやうに言ふ。「そして、すべて此の事は何を意味するか。それは相変らず、王の決意は同じだと云ふ事以外の何物でもない。即ち、自分自身の意のまゝの政府を樹立する事である。そして、全英国が一人の人の良心と裁量と理性へ結びつけられ鎖でつながれることである。あだかも其等の資質が王の特有な、殊に特権的なものであるかのやうに、又、王たる人自身の運命と一緒に王に与へられて居るかのやうに。而かも、これほど頑迷で、それほどの暴君は他に勿論ゐないのにも拘らずである。そして此の王は自己の理性と呼び、自己の裁量と呼ぶ所の物によつて指導されて居るのだと公言して憚らないのである。これほど堕落した裁量は無いのに。その上、王は又、自己の良心を持つて居るかのやうな口吻である」(And what signifies all this, but that still his resolution was the same, to set up an arbitrary Government of his own; and that all Britain was to be ty'd and chain'd to the conscience, judgement, and reason of one Man; as if those gifts had been

only his peculiar and Prerogative, intal'd upon him with his fortune to be a King. When as doubtless no man so obstinate, or so much a Tyrant, but professes to be guided by that which he calls his Reason, and his Judgement, though never so corrupted; and pretends also his conscience.)（同書、第一章、八十二頁）。

然し、チャールズ王は此れ迄、国民の福祉を計るのだと口では言ひながら幾度びも国民を欺き、三回も国民を相手に戦争をして来てゐる。シェークスピアの「リチャード三世」の主人公、リチャード王が国民の福祉のためだと言つて、まことしやかな事を言ふが、いつも其の公言を裏切つて居た。チャールズ王の言ふやうに「朕は予の友人達ばかりでなく、我が敵をも喜ばせ、恩義を負はせようと目論んで居るのだ」と、それと同じことをリチャード王も言つて居る。シェークスピアの「リチャード三世」の第二幕、第一場でリチャードの人物が暴露されて居るとミルトンは言ふ（同書、第一章、八十四頁）。チャールズ王はリチャード三世のやうに自己の感情を、いつはり、殊勝にも、信心深さを装ふのだとミルトンは言ふ（In praying therfore, and in the outward work of Devotion, this King we see hath not all exceeded the worst of Kings before him.）（同上書、第一章、八十五頁）。

然しチャールズ王の敬虔は決してキリスト教徒に、ふさはしい敬虔さでは無かつたとミルトンは言ふ。十六世紀の英国詩人フィリップ・シドニー卿の散文ロマンス「アーケーディア」（*Arcadia*）の巻の三に出て来る祈りの文句を此の「宸影」の中に「幽囚時における祈り」（a Prayer in time of Captivity）と題して引用して居るのからして不合理だ。此のシドニーの作品はキリスト教信仰時代を背景にして居ないのだから、チャールズ王の信仰の本質は邪教的だとミルトンは指摘する。而かも此の王が死刑を前にして自己の祈りの文句として之れを選んだにおいては尚更ら奇怪であるとミルトンは言ふ（同上書、第一章、八十六——七頁）。

チャールズ王の祈りの文句の中に王が、ストラッフォード伯の死刑許可状に署名した事を悔いて居る一節があるのをミルトンは取り上げて此のストラッフォードが王の意を受けて如何に英国とアイルランドに圧制を行つたかといふことを叙べて居る。ストラッフォード伯を目してミルトンは次のやうに言ふ：「王が無謀な計画、または不法な計画を進めようとした時の王の最も大胆、且つ最も急進的な手先きの一人として万人に目された人物の彼はアイルランドは勿論、英国の或る地域をも我儘放題に支配し、基本的法律を覆へさうとし、議会を覆へさうとして、議会に対して王を憤激せしめようとしたのだ。また、英国とスコットランドの間に、戦争を惹起せしめようとしたのだ。彼は、また英国を閉息せしめんために智謀を、めぐらして集めて居たカトリック教徒のアイルランド軍を英国へ呼び寄せるやう王に勧めて居たのだ。そのことは当時、彼れの弁護に立会つた人達の集つた席上で提出された有力な証拠によつて明瞭なことであつた。此のため、又、その他二十八ケ条の罪状が証明されて、彼は議会によつて大逆罪の宣告を言ひ渡されたのであつた」（...a man

whom all men look'd upon as one of the boldest and most impetuous instruments that the King had to advance any violent or illegal designe. He had rul'd *Ireland*, and som parts of *England* in an Arbitrary manner, had indeavour'd to subvert Fundamental Lawes, to subvert Parlaments, and to incense the King against them; he had also endeavor'd to make Hostility between *England* and *Scotland*: He had counceld the King to call over that Irish Army of Papists, which he had cunningly rais'd, to reduce *England*, as appear'd by good Testimony then present at the Consultation. For which, and many other crimes alleg'd prov'd against him in 28. Articles, he was condemnd of high Treason by the Parlament.)(同上書、第二章、九十一——二頁）と。

ミルトンはストラッフォード伯の犯罪の陰にはチャールズ王自身が主役を演じて居たのだと言つて王の責任を問ふて居る。「パーシーやゴアリング、その他の共謀者の書簡により、また此の人達に関する取調べによつて判明した如く、国会に対し、且つ国家に対する最も憎むべき共同謀議に王が主役を演じたといふ事が、のちほど発見された。即ち、王の意図はロンドン塔を奪略することによつて。ストラッフォード伯を救出すること、又、ストラッフォードに依つて集められた八千のアイルランドのカトリック教徒軍と、それからポーツマス港に上陸させる筈のフランスの一軍隊を、英国北方から呼び寄せる英国軍と合はせて、英国議会、並びに其の友軍に対抗せしむることにあつた。かゝる目的なればこそ、議会の両院が王に此

のアイルランドのカトリック教徒軍の解散を要請したにも拘らず、王は夫れに応じようとはしないで、自己の目的に資せんため此の軍隊を武装のまゝで留め置いたのだ」（「偶像破壊者」、第二章、九十三——四頁）と述べて居る。

チャールズ王としては、ストラッフォードの死刑執行状に署名したものゝ王自身が責任を痛感して良心が苦しかつたのだ。然し、ミルトンは夫れを皮肉つて斯う言つて居る。王の良心といふのはストラッフォードを救ひ得ぬことから来る良心の苦しみであつて、国家、国民に対し自己が戦争をしかけたと云ふ事の責任を思ふての良心の苦しみでは無かつたのだと（同上頁）。国民を圧制しようとしたストラッフォード伯の助命が出来ないのを悔いてのチャールズ王の良心は自分が英国民の自由を奪はうとして多くの人の血を流さしめた内乱の責任を痛感する良心では無かつたのだとミルトンは痛烈にチャールズ王の非を鳴らしてゐる。「もし、これがロシエルへ、或は海外の宗教援助のために国民を裏切つて送られた援助であらうと、或は国内で一人のストラッフォードと比べて物の数にもあらずと考へられて居る王の臣民百万の生命の血を流さしめた暴挙の、いづれにせよ、それに対して王の一生の中、犯した如何なる罪に対してよりも、大きな痛恨を以て王が苦しんだと云ふ良心の苛責だとするならば、さう言ふ良心に、どんな感覚と感情が存し得ようぞ。又、三王国（註、イングランド、スコットランド、アイルランド）の大支柱的良心となるべく如何なる適性が王に存しようぞ」（If this were *that touch of conscience which he bore with greater regrett*, then

for any sin committed in his life, whether it were that prodi-tory Aid sent to *Rochel* and Religion abroad, or that prodigality of shedding blood at home, to a million of his Subjects lives not valu'd in comparison of one *Strafford*, we may consider yet at last, what true sense and feeling could be in that conscience, and what fitness to be the maister conscience of three Kingdoms.)（同上書、第二章、九十七頁）と。茲に謂ふ三王国の王としてチャールズ王は君臨して居たのである。

暴君の罪を犯したチャールズ王の罪は断じて赦されない、処分するがよいとミルトンは絶叫する。此の際、王に同情して罪を赦してはならない。此のやうに人民を圧制し人民の自由を奪はうとした王の罪を赦す事は、一たび王が権力を回復する暁、自分に、つらくあたつた人達を憎んで必らずや報復の挙に出るであらうとミルトンは警告するのである。そして語をついで言ふ。「ダヴィデ王は正当な理由無くして逆境に立ち、かの優しい心と知慧とを、かち得たのだ。そのために人君たるに一層ふさはしい人物たり得たのであつた。然し圧制者として、暴君として、はた法律違犯者として、また宗教改革弾圧者として遂に受難して悔ゆる色が無いなら、彼等が、その失ひし権威と権勢を、ひとたび取り戻さんか、それまで受けた痛苦を恨み、此の痛苦を与へた人と覚しき人に対して彼等は牙をとぎ狂ひたけるであらう」(*David* indeed by suffering without just cause, learnt that meekness and that wisdom by adversity, which made him much the fitter man to raigne. But they who suffer as oppressors, Tyrants, violaters of Law, and persecutors of Reformation, without appearance of repenting, if they once get hold againe of that dignity and power which they had lost, are but whetted and inrag'd by what they suffer'd against those whom they look upon as them that caus'd thir sufferings.)（同上書、第二十七章、二百七十八——九頁）と。

そして結論としてミルトンが言ふには、チャールズ王は暴君としての罪を犯した人である以上、国君としての資格を喪失した人である。宜しく、暴君としての罪を問ふべきである。たとひ国王は神によつて膏油を頭に注がれて王位に即くとも国王としての行為が国法によつて一個人として罰せられるに値ひする悪事であるならば国法によつて当然さばかれるべきであると言ふ。ローマ皇帝セオドーシアス大帝（在位、西紀三四六年——三九五年）はセサロニア人の叛乱を処罰したが、犯人の死刑のやり方が残忍に過ぎたため、自分の臣下の僧侶アンブローズによつて破門されたでは無いか。ミルトンは此の例を挙げて言ふには、たとひ皇帝の至尊を以てしても神の法を破ることは出来ないといふことが茲に示されて居るのだと。更らにミルトンはブリトン人の王、ヴォーティガー（Vortiger）の例を引き、此の王は自分の娘と私通した廉によつて僧侶ヂャーマン（German）の呪ひを受けた（西紀四四八年の頃）。そのの ち間もなく、位を逐はれた。またウェールズの王モーリカス（Mauricus）は誓言を破り、サイニータス（Cynetus）を殺害した廉によつて子孫もろとも、ランダフ（Landaff）の僧正ウードーシアス（Oudoceus）によ

つて破門と呪ひを受けた（西紀五六〇年の頃）（「偶像破壊者」、第二十八章、二百九十六頁）。ウェールズの王モーカント（Morcant）が伯父フリオック（Frioc）を殺害した廉で同じくウードーシアス僧正の裁きを受け、王が悔悟したためと、又、王統が絶える恐れのあつたために罪は赦された。このやうな例を挙げたのちミルトンは言ふ。「此等の実例は原始時代のブリテーンの僧正制教会の例である。ローマ教会と何等の交渉も通交もなかつた遠い昔のことである。所でのち、国王を廃黜し、死刊に処するために如何なる権能が教会法で受けつがれ行使されたかは一般に知れて居る事実として私は省略する。慥かに、宗教会議はローマ法王の上に位し、ローマ法王は、キリストの代行者であることは否定さるべくもないが、猶ほ且つ宗教会議はローマ法王を裁くことが出来るのだと云ふことを、ローマ教会の、あらゆる宗教会議が或はコンスタンスに於いて、或はバージルに於いて宣言し、また其れ等の宗教会議の多くがトレントに於いて其の事を証言するほどに真理の認識の明を、茫漠ながらも缺かさなかつたと云ふ事を、我々がもつと、はつきりと認識できぬとあらば正に慙愧すべきである。そもそも議会は公平に見て、且つ権能の上から言つて国王の上に位して居るのであるから、王を裁くことが出来るといふことの認識が出来ないなら。それは国王のみが神の代官として神から権能を承け嗣いで居るのだいふ現由と主張は如何に牽強附会であり、取るに足らぬことであるかを我々が知る限りにおいてゞある」（These examples are of the Primitive Brittish, and Episcopal Church; long ere they had any commerce or

communion with the Church of *Rome*. What power afterward of deposing Kings, and so consequently of putting them to death, was assum'd and practis'd by the Canon Law, I omitt as a thing generally known. Certainly if whole Councels of the Romish Church have in the midst of their dimness discern'd so much of Truth, as to decree at *Constance*, and at *Basil*, and many of them to avouch at *Trent* also, that a Councel is above the Pope, and may judge him, though by them not deni'd to be the Vicar of Christ, we in our clearer light may be asham'd not to discern furder, that a Parliament is, by all equity, and right, above a King, and may judge him, whose reasons and pretensions to hold of God only, as his immediat Vicegerent, we know how farr fetch'd they are, and insufficient.）（「偶像破壊者」、第二十八章、二百九十七頁）と言ひ、更らにミルトンは古代ギリシアやローマの判例を参照して、王たりと雖も、また皇帝たりと雖も国法を犯して人民を圧制した場合、彼等は国法に照らして処断されたのであり、例へばアルゴス（Argos）の王オレステス（Orestes）は母を殺害した罪によつて死刑の宣告を受け、のち処刑を、まぬかれたけれども、アテネのアレイオパゴス（Areopagus）の大評定会議で再び死刑の宣告を与へられ（「偶像破壊者」、第二十八章、二百九十七頁）、またスパルタでは国王がヘルクレス（Hercules）の末裔だと言はれて尊ばれたけれども、其の犯した罪によつてはリュクルゴス（Lycurgus）の厳法

に依つて死刑に処せられることもあつた。又、ローマに於てもタークウィヌス王の追放、ネロ皇帝の死刑が行はれた。そして暴君に対する処断はセオドーシアス皇帝の法律に明示されて居り、ついでユスティアーヌス皇帝の法令に明記されたのだとミルトンは言ふ(「偶像破壊者」、第二十八章、二百九十八頁)。

更らにミルトンは論陣を進めて言ふ。暴君の処分については遠き昔の外国の例を採るまでもなく、自国イギリスにも同様な処置が古代から法律で定められて居るのだと述べてブラクトン(Henry de Bracton)(西紀一二六八年歿)やラティン文で書いた英国法教科書「フレータ」(*Fleta*)(これはロンドンのフリート監獄を意味しFleetのラティン語化した形である。内容はブラクトンの著作の摘要である。獄中で執筆されたもの。一二九〇年頃のもの)、又その他の法律学者の著作に言及し、国王は法律の規制を受け議会法廷の裁判に服従する義務が規定されて居り、「人を裁くべき国王の地位は最高であるけれども、国王は国中もつとも身分いやしき人と同じく法の裁きを受くべきものである」(...although his place to *doe Justice* be highest, yet that he stands as liable *to receave Justice*, as the meanest of his Kingdom)といふ事を此等の法律学者は指摘して居ると言ひ、ミルトンは古代英国においてアルフレッド王は英国最初の絶対君主と言はれもするが、猶ほ且つ、この王の時、王にして違法の行為があれば国法によつて処断されることは免れ得ないと法律に規定されて居たといふ事が法律書「明鏡。国家の権力における」(the *Mirror, in Rights of the Kingdom*)の三十一頁に明示されて居ると言ふ(「偶像破壊者」、第二十八章、二百九十九頁)。斯うしてミルトンは這般のチャールズ王処刑の合法性を弁護して、かの処刑は決して違法ではなく、王の此れまでの行為は暴君として処断するに相当するものとして議会が判定したものであり、王の死刑は内乱責任者として、又、国民の圧制者として受けた処断であつたのだといふことを立証しようとする。

そして又、チャールズ王処断の正当性を立証せんためにミルトンは、も一つ別の角度から論ずる。即ち折角、英国で行はれた宗教改革の目的、即ち、これによつて国民の信仰における良心の確立と国民的自由の獲得とがチャールズ王によつて水泡に帰せしめられんとする危険性があつたのだから、当然、この王を処断して国民の自由と信仰における良心の確保を得る必要があつたのだとミルトンは力説する。チャールズ王は宗教改革以後、僧正主義(Episcopacy)と英国国教(Anglicanism)のみが唯一の正しい宗教であると主張し、他の宗派は異を樹てるものとして排斥する態度に出でたのだとしてミルトンは非難する。チャールズ王は世嗣の太子にも此の主義主張を鼓吹し信奉せしめようとした。故に英国民はチャールズ王を廃黜しなければ信仰の自由も此の王によつて弾圧されてしまふ危険性にあつたのだとミルトンは言ふ。「チャールズ王、或は太子の手によつて教会に何事か改革される日が来るだらうと我々の方で期待できないやうにするため、王は太子に、あらかじめ戒めて次のやうに言ふ。『反逆の悪魔は、いとも普通に宗教改革の天使の姿に変る』と。そして太子をして、それが最大の悪事であり、王権を、亡ぼす

ものであるかのやうに、それを憎ませるやうに吹聴する。否、王は太子に訓へて曰く『非違と宗派分裂とを早急、且つ有効に弾圧するためには、あらゆる事相を過小視し、或は軽視せざるやう』にと。それによつて吾人は次の事を明らかに看取するのである。即ち、我々の良心は此の王の下において、或は事によれば太子の下においても同様の奴隷的屈従と迫害を受けるべき運命にあるだらうといふことだ。たとひ、それが、以前と同じ程度であらうとも。王と太子は僧正主義にあらざる凡ゆる新教宗派を邪道に陥入った宗派分裂の結果の宗派と見なして居るのだ」(And that we may not hope to have ever any thing reform'd in the Church either by him or his Son, he forewarnes him, *That the Devil of Rebellion doth most commonly turn himself into an Angel of Reformation: and sayes anough to make him hate it, as the worst of Evils, and the bane of his Crown*: nay he counsels him to *let nothing seem little or despicable so as not speedily and effectually to suppress errors and* Scisms. Wherby we may perceave plainly that our consciences were destin'd to the same servitude and persecution, if not wors then before, whether under him, or if it should so happ'n, under his Son; who count all Protestant Churches erroneous and scismatical, which are not episcopal.)（「偶像破壊者」、第二十七章、二百八十――一頁）と。

ミルトンの以上二つのパンフレットを通じて彼が述べる所の説はキャルヴインの暴君処刑容認説であつて、今キャルヴインの中心思想の重要な一部を成して居る此の説を茲に詳説する必要は無いと思ふが、現に「国王、元首の在位権」(*The Tenure of Kings and Magistrates*)の中でもキャルヴインの説を承けついだヂョン・ノックス及び其他の神学者の此の暴君処刑容認説に言及して居ることに依つても明らかなやうに、ミルトンはキャルヴインの思想の影響を受けると同時に、彼は一面、歴史学にも造詣が深く、英国、ギリシア、ローマの歴史から暴君処刑の例を採り来たつて居るのである。歴史学者としてのミルトンの学問の内容については題を別にして論ずる必要があるが、彼れの幾多の宗教論争のパンフレットや、「アレオパヂィカ」(*Areopagitica*)の中にも彼の歴史的智識は示されて居り、英国古代史についての造詣は千六百七十年に完成、発表された彼れの「英国史」(*History of Britain*)に見る事が出来る。

暴君処刑容認説は十七世紀に通有の社会思想の一つであつたが、クロムウエルの政府の高圧政策に異論を唱へて彼れの暗殺を計画するものが出て来た。そして、この暗殺計画者の抱持した理論が同じく此の暴君処刑容認説であつた。此の暗殺計画はクロムウエルの旧軍隊中の二三の不平分子によつて試みられ、千六百五十七年の一月八日の夜半、それが実行に移されたが未遂に終り、首謀者はエドワード・セックスビー(Edward Sexby)大佐とマイルズ・シンダコーム(Miles Sindercombe)であつて、クロムウエルを暗殺して、チャールズ一世の子、チャールズ二世を王位に即けようとしたのであつた。セックセビーは民主主義・共産主義者の平衡運動の指導者ヂョン・リルバーンの親友だつたが、シンダコームだけ捕へられ、

セックスビーはオランダに逃亡した。このやうにして過激な陰謀を封じる必要があると云ふので、議会では一月二十三日、一人の議員が「政治契約」を廃して、それに代るべき新憲法の草案を提示し、且つ、議会を二院制に復し、クロムウェルに主権を賦与して、ステューアート王家の復位を防いで、クロムウェルをして王位の継承者を指名させることにしてはといふ提案をした。然し共和制支持者達は此の提案を喜ばなかつたし、クロムウェル部下の百名の将官達もクロムウェルに王権を絶対に受諾しないやうに奨めた。

クロムウェルは王権を受諾しなかつたが議会の二院制の必要を議会で力説した。所が三月三十一日(千六百五十七年)に至つて「請願、並びに進言書」(Petition and Advice)といふ請願書が議会に提出されて再びクロムウェルに王権を与へようとする提案がなされた。丁度この年の五月、セックスビー執筆の「軒奸は殺人罪に非ず」(*Killing No Murder*)と題するパンフレットが、オランダで印刷されて英国内で配布された。此のパンフレットはクロムウェルを暴君と見なして彼れの暗殺を慫慂して居る。セックスビーはクロムウェルが暴君だと言ふことを立証せんために次のやうに言ふ。「統治の凡ゆる正しい権力は神の直接の命令、或は人民の賛成といふ、それら二つの基礎の上に立つてゐる」(…all just power of Government is founded upon those two bases, of Gods immediate command, or the Peoples consent)(オックスフォード大学出版部、The World's Classics 叢書中 *A Miscellany of Tracts and Pamphlets* に所収パンフレット「斬奸は殺人罪に非ず」、二百七十頁)、そして「それら二つの資格の内の一つをも示し得ずして、その権力、または其の権力の一部を壟断する所の者は何人たるを問はず統治者ではなくて、侵略者であり、その権力に服して居る者は治められてゐるのでなく、圧制されて居るのである」(…whosoever arrogates to himself that power, or any part of it, that cannot produce one of those two titles, is not a Ruler, but an Invader, and those that are subject to that power, are not governed, but opprest.)(同上頁)と言つてクロムウェルが正に暴君の名に値ひするのだといふ事を諷して居り、クロムウェルはマキアヴェルリの権謀術数の政治原理を実行する暴君だと言つてゐる(同上書、二百七十二頁)。

セックスビーはギリシアのプラトーンとアリストテレース、ローマのタキトゥス(Tacitus)、セネカ(Seneca)、スウェトーニウス(Suetonius)、サルスト(Salust)、イタリアのマキアヴェルリーの述べる所を引用し、且つ、聖書を引用して暴君たるクロムウェルを斬るべしと言つて居る。そしてクロムウェルに対つて彼は言つて居る。斬られるよりも寧ろ、「ネロ、その他の人物が彼れ以前に毒薬、その他の方法を用いて、なせし如く」(*as Nero* and others did before him by poysons and other means)、(同上パンフレッ、三百七頁)自決するが最も策の得たことだと。そして此のパンフレットの中で一つ見逃せない事はセックスビーがミルトンの説に言及してゐる事である。セックスビーは暴君の弑虐を合法化しようとする理論を進め「何等、明示された法律は無くとも暴王、或は王位の

簒奪者を弑することは合法的なることを知つて見れば、計画を立てゝ、陰謀を行ひ共謀する所の者、或は暴王の政治の樹立に類することを企てる者を殺すことは、その場合に限つて合法的なりと言ふ法律を作るならば、この暗殺を企てる者にとつて、その行為が、より以上保障され、更らに其の人達にとつて、より大きな激励となるであらう」（…seeing it is lawful to kill a Tyrant and Usurper, without any express Law, it would be much more warrantable, and more encouragement, for Undertakers herein, if a Law were made, that in that Case onely it should be lawful for a man to kill another, that doth design, plot, conspire; or that setteth on foot any thing that tendeth to the erecting of a Tyranny.）（同上書、三百八頁）と言ひ、暴君を弑した人達で聖書に示されて居る例では神の霊感によつた人であるが「彼等は、その行動に於いて神の召命と権威とを持つて居たのであるが、我々は、そんなことは望めない話であるから、我々が彼等と同様、正当化の理由を陳述し得ない限り、彼等の行動を実例として引くことは安全性を欠くことになるだらう」（That these examples out of Scripture, are of men that were inspired of God, and that therefore they had that Call and Authority for their Actions, which we cannot pretend to, so that it would be unsafe for us to draw their actions into examples, except we had likewise their Justifications to alledg.）（同上書、二百九十三頁）と言つてクロムウェルを斬ることが不可能だといふ人があるならば「私は学者ミルトンと共に次のやうに答へる。即ち、もし神が、これ等のこと（註、クロムウェルの圧制の実例の数々）を命じ給ふたとするならば、それらの事は合法的であり、推賞に値ひするといふ事の象徴である」（…I answer with learned *Milton*, that if God commanded these things, 'tis a sign they were lawful and are commendable.）（同上頁）。だが、クロムウェルを暴君と呼ばないなら、ローマのカリグラ（Caligula）もネロも暴君と呼ぶことは彼等を誣ひるも甚しからうとセックスビーは言ふ（同上書、二百九十四頁）。

そしてセックスビーは此の論文の目的は、軍部の将兵の反省を促がし、暴君のクロムウェルを殺害することが「合法行為であり、栄誉ある行為として、それを卿等に勧めんがため」（a lawful action and to perswade you to it as a Glorious one）（同上書、三百六頁）であると言つて居る。このやうにセックスビーのパンフレットはミルトンのパンフレットとは執筆の動機が全く相反してゐて、クロムウェルの殺害を奨めることを目的として居りながら、この両者が共に欧洲古代からの暴君弑虐を合法化する理由を援用して自家の主張を力説したところに十七世紀の社会思想の動きを認めることが出来よう。

第参章　王政復古（一六六〇年）

とミルトンの「自由共和国建設の迅速容易なる道」の内容

千六百五十八年の八月、クロムウェルが薨じて、長子リチャード・クロムウェルが同じく執権に任命されたが、国民の要望によつて千六百六十年の五月の末、チャールズ一世の子、チャールズ二世が迎へられて平和裡に王政復古が行はれた。前後十年に渉る国内戦によつて共和制が打ち樹てられた努力も王政復古によつて過去の夢となつてしまつた観がある。然し共和制下にクロムウェルの断行した幾多の改革に行き過ぎがあつたにせよ、英国国民性の陶冶と、英国民が海外に雄飛してアメリカ植民地を開拓する機運が生れて来たこと、十八世紀に至つて英国がフランス、イスパニアとに戦勝を博して、後ちの英帝国建設の基礎を作つておいたのは此の共和制時代のクロムウェルの施策によるものがあつたことを想起する必要はある。

さて、君主制の復活が眼の前に迫つて来た時、ミルトンは此の復活を喜ばなかつた。彼は共和制讃美の論を執筆せざれば止まぬ至情に燃えて、遂に「自由共和国建設の迅速容易なる道」（*The Readie and Easie Way to establish a Free Commonwealth*）と題する論文を執筆、国民に一大警鐘を打ち鳴らす意気を以て、これをパンフレットとして王政復古直前これを発表した。然し、時の英国人は王政復古による明るい世相の見通しによつて歓喜に酔へるが如きであつたからミルトンが如何に共和制の利益を力説しても、これには一顧も与へようとしなかつた。最後にミルトンの民主主義思想を窺う材料として此のパンフレットを検討して見よう。

ミルトンはステューアート家の復辟は、「奴隷状態へ復帰せんとする邪害な心」（noxious humour of returning to bondage）（エヴリマン叢書中の *Areopagitica and Other Prose Works*, p. 162 所収、右の論文参照）によつて計画されたものであると考へた。ミルトンの見る所によれば、クロムウェルの時、執権職が設けられたことは議会の決議に基づくものであつて、此の議会が「久しき経験によつて王政は不必要、且つ厄介物で危険性ある物と断じて、剛邁な心を以て夫れを廃止したのは妥当な処分であつた。さうして、王政下の奴隷状態を変じて自由共和国に成したことは我等と角逐して居る隣国の称歎する所となり、且つそれ等の国の恐怖の種でもある」（…judging kingship by long experience a government unnecessary, burdensome, and dangerous justly and magnanimously abolished it, turning regal bondage into a free commonwealth, to the admiration and terror of our emulous neighbours）（同上書、百六十三頁）のであつた。

今や英国人の自由確保のために自由共和制がクロムウェルによつて樹立されたにも拘らず、何が故に英国人は再び「彼等が曾て廃棄し蛇蝎視した王政の桎梏へ」（to their once abjured and detested thraldom of kingship）（同上書、百六十六頁）「這ひ戻る」（creep back）（同上頁）必要があるのかとミルトンは反問する。此の逆

転は英国人が「我が隣国どもの軽侮嘲笑の的」(a scorn and derision to all our neighbours)(同上頁)となるに過ぎないではないかとも言ふ。「若し恥辱が我々に及ぶものとすれば、それは自由を持つてゐる如何なる国民にも未だ曾て起らなかつた種類の恥辱」(an ignominy, if it befall us, that never yet befell any nation possessed of their liberty)(同上書、百七十頁)であらうとミルトンは言ふ。「一つの力づよい、そして繁栄せる共和国」(a potent and flourishing republic)(同上書、百六十七頁)の建設に完全に成功して居たネーデルランド聯邦のことを想つて見た時、ミルトンは英国が再び王政の昔に還へらうとする事に深い憤懣を感ぜざるを得なかつた。若し王政復古と共に英国国教の僧正達(bishops)が再び英国で権勢を取り戻す事があるならば、英国民の自由の権利は、もはや伸長すべき可能性を失ふであらうと彼は慨いた。

王政復古の到来によつて英国民には何の利益も生じないであらうとミルトンは予見した。何となれば国王は出来るだけ議会を開く度数を減じようと努力するであらう。「けだし、王は言ふであらう、議会の召集は、ひとへに王の権利だからと」(For it is only the king's right, he will say, to call a parliament.)(同上書、百七十七頁)、そして「権利請願状と国王の特権との間の絶えざる駈け引、殊に王の拒否権、民間兵、或は国民と国民の自由の唯一真実の代表者たる衆議院議員に合理的理由が明らかならぬまゝに要求され、且つ屢々強奪される王の内帑金についての絶えざる駈け引」(an endless tugging between petition of right and royal prerogative, especially about the negative voice, militia, or subsidies, demanded and ofttimes extorted without reasonable cause appearing to the commons, who are the only true representatives of the people and their liberty)(同上書、百七十七頁)とミルトンは見たのである。然し、また勿論ミルトンは「共同の利益を己れ自身の利益より先きに、おもんばかり、悪い寵臣を近づけず、そして、議会の最も賢明な、最も操守堅固な人達の言に、耳を傾ける王」(a king, who may regard the common good before his own, may have no vicious favourite, may hearken only to the wisest and incorruptest of his parliament)(同上書、百七十八頁)もあり得ることは認めるには認めたが、然し「選挙制に非ざる君主国家においては、こんなことは滅多に起らない」(this rarely happens in a monarchy not elective)(同上、百七十八頁)とも彼は考へて居た。そして又、計画されてゐる王政復古によつて、スコットランドは英国から離脱するであらうとミルトンは考へた。しかも過去の英国の如何なる国王も征服できなかつた国なのに(同上書、百六十七頁)。

王政復古が成就するならば英国民は、「我々が斯くも尊い犠牲によつて、あがなひ得た自由の政治、即ち自由共和制なるもの、換言すれば万代を通じて最大の智者達によつて最も崇高、最も男性的、最も平等的、最も正しい政治、また人間的にして市民的、キリスト教的の正当な自由と適度の平等に最も、ふさはしい政治、徳を養ひ、真の宗教を護り立てるに最も適し、また吾等の救世主によつて凡て

のキリスト教徒に推賞され指示されて居る政治（自分は飽くまで、そのやうに断言できる」（that free government, which we have so dearly purchased, a free commonwealth, not only held by wisest men in all ages the noblest, the manliest, the equallest, the justest government, the most agreeable to all due libertyand proportioned equality, both human, civil, and Christian, most cherishing to virtue and true religion, but also (I may say it with greatest probability) plainly commended, or rather enjoined by our Saviour himself, to all Christians）（「自由共和国建設の迅速容易なる道」、同上書、百六十七頁）を失ふであらうとミルトンは憂慮した。

自由共和国に於ける最も偉大なる人物は自己の仕事を捨て、公儀に尽す公僕、雑務の勤労家であるが、然らば彼等は実際の社会で如何なる待遇を受けて居るかと言へば「彼等の同胞よりも一段と上に置かれて居るのではない」（yet are not elevated above their brethren）（同上書、百六十八頁）とミルトンは言ふ。ミルトンが提唱し推称するところの自由共和国では枢要の地位にある人達が私慾を去つて率先、国民の安寧利福を計るのであるが、此の考へ方は後ち哲学者のヂョン、ロックも同様な点を力説して居るが、ほゞ同時代に同様な思想を述べて居る所に十七世紀の時代思潮の傾向を見ることが出来る。ミルトンは世襲的君主制を排斥する。此の思想は彼れに始まつたものではなく、彼より先きにキャルヴィンが貴族政治を最も勝れた政体と考へ、トマス、ホブズ（Thomas Hobbes）も世襲的君主制を排斥してゐたのである。世襲的君主制の排撃論者たるミルトンにして見ると「自由のために斯くまで華々しく戦つた」（…have fought so gloriously for liberty）（同上書、百七十頁）国民や指導者達が今更、王政復古によつて一人の世襲君主に頭を垂れて唯々諾々として服従しようとする真意が理解できなかつたのである。「如何にして是れまで自由国民として恥づかしからぬ威容と言動とを示し来たつて、今更それに代へるに宮中に於ける阿諛便佞と平身低頭を以てすることが出来るのか」（how they can change their noble words and actions, heretofore so becoming the majesty of a free people, into the base necessity of court flatteries and prostrations）（同上書、百七十頁）。

ミルトンが此の論文を執筆するに至つた明白な動機は今こそ英国は自由共和制を「困難なく、大した遅滞もなく」（without difficulty or much delay）（同上書、百七十一頁）、永遠に確立すべき絶好の機会に遭遇して居るのだと言ふことを英国民に向つて叫びたかつたからだ。そして彼れが想定した自由共和国には貴族院は存在しない。議政院の組織に就いての彼れの構想を見ると「共同利益のために時々、公けの事件を議せんために人民によつて選出された最も有能の士の総協議会」（a general council of ablest men, chosen by the people to consult of public affairs from time to time for the common good）（同上書、百七十一頁）を設け、此の協議会に主権が「委譲されるに非ずして、たゞ委託される」（not transferred, but delegated only）（同上書、百七十一——二頁）ので

ある。此の議政院以外に貴族院を置かない。このやうな性質の協議会が開設せられ得る共和制国家が最良の共和制国家であると彼は考へた。

そして、人民の選良から成る此の総協議会が「共同の平和と自由の維持」(preservation of the common peace and liberty)(同上書、百七十二頁)のために陸海兵力を其の指導下に置く。此の他に協議会の機能は「尠くとも人民を満足せしめるために監査官数名に委任して国家の収入の徴集と処理」(raise and manage the public revenue, at least with some inspectors deputed for satisfaction of the people)(同上書、百七十二頁)を、つかさどらしめるに在り、又この協議会は民法を制定し、或は提案し、また外国との通商、平和、戦争に関する条約を諦結する権能を持つて居る。

更らにミルトンの自由共和国では「或る二三特殊の事務を一層機密を保ちつゝ敏捷に、おこなふために」(for the carrying on some particular affairs with more secrecy and expedition)(同上書、百七十二頁)、国家評議会(a council of state)を設ける(同上書、百七十二頁)。そして総協議会は事務の敏活な処理を期するために「人選に当を得て居る」(well chosen)(同上頁)場合は、議員を永続的に任命しておく(同上頁)。然し此の協議会が絶対の権能を壟断するを防止するために議員——ミルトンは此処の議員を元老(senators)と呼称してゐる——の三分の一を毎年、或は、もつと時を、へだてゝ、改選し、此の新規に選出された議員を以て更迭する(同上、百七十三頁)。此の改選は一年目、二年目、或は三年目に行ふ。

会議の回数に就いては「必要に応じて其の回数を変更するか、或は人民の権能を更新するかは人民の裁量に、まかす」(in the people's choice, whether they will change them, or renew their power, as they shall find cause)のである(同上書、百八十五頁)。「連続的にして一時的議会の集合」(successive and transitory parliaments)(同上書、百七十二頁)は自由政府を維持するに適せず、かへつて政府を不安定の地位におき「動乱、変動、新奇、不確実性を生み、現前の事務、機会を等閑に附し、人心をして、徒らに新しい集会を予期せしめて不安の状態に置くことになる」(to breed commotions, changes, novelties, and uncertainties, to bring neglect upon present affairs and opportunities, while all minds are in suspense with expectation of a new assembly)(同上、百七十二頁)から議員の地位をば出来るだけ恒久的にする方が宜いとミルトンは提唱する。従つて君主国で言へば国王が崩じて其の際「多くの危険な変更」(many dangerous alterations)(同上書、百七十二頁)が起るが、此の自由共和国の総協議会(the general council)、別名、大評議会(the grand council)は政府の政策の恒久性を保証し得る点に於て重要な役割を演ずることになる。

ミルトンは此れに関聯して古来、永久性を保つた政治団体の例として次のやうな例を挙げる。「故にユダヤ人の間においてはモーゼに依つて作られた七十人から成る最高会議、即ちサンヘドリムと呼ぶもの、またアテネにおいてはアレイオパゴスのそれ、スパルタに

於いては古老会議、ローマに於いては終身議員から成る元老院があつた。そして、そのために其等は数代を通じて不変であつた。ヴェニスに於いては或る特殊の国家評議会、例へば六人会議、或は其れに類する会議を毎年一回以上も取り替へたけれども、政府を擁護し支持するところの真の元老院は不変不動の全貴族階級である。斯くの如くにして、またオランダ聯邦においては全国民の委任を受けてゐる国家評議会たる三階級会議は通常三年、もしくは六年以上も同一人であることはない。然し、各都市の三階級会議は太古から主権を賦与されてゐて恒常的の元老院であり、其の地位の相続を許さず、其の点において、主として彼等の自由を守る大黒柱と考へられて居るのである。しかし、あらゆる正しき共和国において、何故この三階級会議が斯くの如くであるかの理由に就いて政治を論ずる人達は次の理由を挙げるのである。元老院を世襲的たらしめることは元老院の権威と光栄とを傷つけるのみならず、共和国全体を弱め、明らかに国家を危殆に陥入らしむるのである。然し、これに依つて（註。世襲制でないために）国家の秘密が暴露されることは二、三にして留らず、また過去の問題に関する充分、且つ詳細な知識に俟つ所あるべき最大重要案件が未熟にして駈け出しの評議員に委托されることにもなるのである」(Therefore among the Jews, the supreme council of seventy, called the Sanhedrim, founded by Moses, in Athens that of Areopagus, in Sparta that of the ancients, in Rome the senate, consisted of members chosen for term of life; and by that means remained as it were still the same

to generations. In Venice they change indeed oftener than every year some particular council of state, as that of six, or such other: but the true senate, which upholds and sustains the government, is the whole aristocracy immovable. So in the United Provinces, the states-general, which are indeed but a council of state deputed by the whole union, are not usually the same persons for above three or six years; but the states of every city, in whom the sovereignty hath been placed time out of mind, are a standing senate, without succession, and accounted chiefly in that regard the main prop of their liberty. And why they should be so in every well ordered commonwealth, they who write of policy give these reasons: That to make the senate successive, not only impairs the dignity and lustre of the senate, but weakens the whole commonwealth, and brings it into manifest danger; while by this means the secrets of state are frequently divulged, and matters of greatest consequence committed to inexpert and novice counsellors, utterly to seek in the full and intimate knowledge of affairs past.)（同上書、百七十三——四頁）。ミルトンは当時、その曠世の傑作「失楽園」の執筆を急ぎつゝも、一方に於いて斯くの如く実際政治の方面にも其の熱意を捨てず、英国民のために最も安全なる政体の樹立を志して想を練つてゐたのである。茲に彼が単に文芸に、たづさはる一介の詩人のみに非ずして実際政治の運用に関

しても切実な関心を示して居たことを見ることが出来る。

元老院、その他これに類する国家的団体が余りに専断的権力を壟断するを防止するために古来、講ぜられた手段についてミルトンは次のやうに言つてゐる。「例へばアテネに於いてはアレイオパゴスの他に四、五百人を擁する元老院があつたし、スパルタにはエフォリ（the Ephori）があり、ローマには人民の護民官（the tribunes）があつた」（as in Athens, besides Areopagus, another senate of four or five hundred; in Sparta, the Ephori; in Rome, the tribunes of the people.）（同上書、百七十四頁）。然し元老院の権力と人民の権力の間には均衡が保たれて居る必要があるのに、ローマの歴史では人民の権力が増大し過ぎて「遂にマリウスは彼等の過度の要求を容れたために、彼等は久しく欲求して居た権力を彼から奪ひ取つてしまつた。そして、マリウスは、シラ（Sylla）の圧制下に彼等を見捨てたのであつた」(till Marius, by fulfilling their inordinate desires, quite lost them all the power for which they had so long been striving, and left them under the tyranny of Sylla.)（同上）。ミルトンは彼れの理想とする自由共和国に総協議会（the general council）と国家評議会（the council of state）の設置を提唱した。国家評議会は一種の内閣に似たものであり、総協議会は衆議院の如きものであるが、彼は英国に貴族院と衆議院両院の併置問題に関しては当時の国内情勢に照らして反対するのである。「最近に提案された三百人から成る元老院の毎年一回の循環会期」（this annual rotation of a senate to consist of three hundred, as is lately propounded）（同上書、百七十四―五頁）以外に「前者と相応ずる所の会期を持つた一千名以上の議員を擁する今一つの人民議会」（another popular assembly upward of a thousand, with an answerable rotation）（同上）を作るべしと云ふ提案にミルトンは賛成しない。けだし人民会議は「彼等に何か秘密が洩らされると、それを腹に持ちこたへる事が出来ないし、それのみならず、元老院との競争意識を抱いて常に元老院との紛争が絶えない故に」(incontinent of secrets, if any be imparted to them; emulous and always jarring with the other senate)（同上書、百七十五頁）、両院併置は国内政治を紛糾に導く基いである。それ故、ミルトンは仮りに人民会議を設置するとせば議員の人選に周到なる注意を用いて「正当なる有資格者のみをして彼等の希望する人数だけを指名せしめ、此の数の中から慎重に更らに少数の人を選出するために修養の深い人物を指名し、最後に最も厳重なる選択を意味する三、四回の詮衡を行つたあとで最大多数の声によつて適当の数の最適任者が残される」（but permitting only those of them who are rightly qualified, to nominate as many as they will; and out of that number others of a better breeding, to choose a less number more judiciously, till after a third or fourth sifting and refining of exactest choice, they only be left chosen who are the due number, and seem by most voices the worthiest.）（同上）といふ方法を用いる必要があると言ふのである。

ミルトンは「貴族と平民とがノルマン王の意に従つて召請される

まゝに王と談合するといふ元来の意味の名称」(that name, as originally signifying but the parley of our lords and commons with the Norman king when he pleased to call them)(同上書、百七十六頁)たる「談合院」(the Parliament)の名称を廃して、彼が提唱する原理に基づいて議会を再編成し永遠に「大評議会、または総協議会の名称の下に」(under the name of a grand or general council)(同上)、国政議定の会議を開かうとするのである。そして「此れが実行されるに至るまでは、我国が確実に且つ完全に安定するや否やを予は疑ふ者である。其の時に至る迄は我国の紛争と不断の変動は止む時なく、尠くとも我々の自由の真の建設と保障とは決して見られる見込は存しないであらう」(Till this be done, I am in doubt whether our state will be ever certainly and throughly settled; never likely till then to see an end of our troubles and continual changes, or at least never the true settlement and assurance of our liberty.)(同上書、百七十六頁)とミルトンは言ふのである。斯うして彼は自分の提唱する議会改革案の実行可能性を深く信じ、これによつて国家の安寧が確保されるとまで信じていたのであつた。「大評議会は斯くの如くにして永遠に存続すべく確実に構成され、且つ其の構成員の何ん人たりとも死亡、または欠員に際しては、常に、その補充を行ひ、全員が揃ひ居ることにせば、平和と正義、にぎやかなる貿易、あらゆる繁昌が国内を通じて生れざる理由は無い。そして吾人は人事に於ける凡ゆる正確さを以て次の事が言ひ得るだろう。(若し神が我等に恵みを与へ給ひ、また我等の我慾の罪が神を怒らしめぬ限り)まことの正しき、唯一の期待し得べき王たる我等の唯一の救世主メシア、キリストの此の世に現はれ出で給ふ日まで、それ等は続くであらう。父なる神の唯一の後継者として、我等の救ひの業を完成後、父なる神によりて聖油を濺がれ、得度を与へられ、全人類の王として君臨するに、ふさはしき君たるキリストの世に現れ出で給ふ日まで」(The grand council being thus firmly constituted to perpetuity, and still, upon the death or default of any member, supplied and kept in full number, there can be no cause alleged, why peace, justice, plentiful trade, and all prosperity should not thereupon ensue throughout the whole land; with as much assurance as can be of human things, that they shall so continue (if God favour us, and our wilful sins provoke him not) even to the coming of our true and rightful, and only to be expected King, only worthy as he is our only Saviour, the Messiah, the Christ, the only heir of his eternal Father, the only by him anointed and ordained since the work of our redemption finished, universal Lord of all mankind.)(同上書、百七十六頁)とミルトンは言ふ。

ミルトンの構想による自由共和国建設の容易なる道は斯かる大評議を開設するにある。「示されたる道たるや明白にして容易であり、我等の前に豁然として開けて居る」(The way propounded is plain, easy, and open before us.)(同上)。彼は此の点を力説して次のやうに言ふ。「予は再び言はう。此の道は吾等の前に自由に平坦に

横はつてゐる。何等の不便もない。何らの新らしき障碍に逢着しない。人々の土地、財産に及ぶ如何なる危険な、有害なる変更、制限の必要も見出さない。此の共和国に於いては俗門、宗教界両方面の貴族は除いてあつて、ローマの農地平均配分法の如き法律（この法律は決して成功を見なかつた。最初、土地領有の当時、うまく運用された以外は、むしろ内乱の原因となつた程である）を以て一個人、或は多人数が富や巨大な財産を所有して吾人の公けの自由を破壊せんとするを防止する必要も無い位に世は平和である」(I say again, this way lies free and smooth before us; is not tangled with inconveniences; invents no new incumbrances; requires no perilous, no injurious alteration or circumscription of men's lands and property; secure, that in this commonwealth, temporal and spiritual lords removed, no man or number of men can attain to such wealth or vast possession, as will need the hedge of an agrarian law (never successful, but the cause rather of sedition, save only where it began seasonably with first possession) to confine them from endangering our public liberty.)（同上書、百七十七頁）。

ミルトンはクロムウェル治下の色々の委員会の運営の思はしからぬ一面を知悉してゐたため、彼れの構想に係る自由共和国では委員会の存在を許さない。「委員会なるものゝ憎むべき権力と名称」（the odious power and name of committees）（同上書、百七十六頁）を廃して、各州(county)の主要都市に通常会議(ordinary assemblies) を開く。そして各州は「一種の低次の共同体、または共和体たらしめられる」(made a kind of subordinate commonalty or commonwealth)(同上書、百八十三頁)べしと彼は主張する。各州の主要な都市に於いて「貴族や、おもだつた士人は都市に附属する土地の比例的面積に応じて身分相応の家屋、又は館を建設すべし。彼等は政治に参与し、己れ等の裁判法を制定し、或は既存のものを利用し、個人間の、あらゆる民治問題に就いて他の方面に訴ふることを許さず、選定した彼等自身の法廷と裁判官によつて其の裁判法を実施すべきやう」(the nobility and chief gentry, from a proportionable compass of territory annexed to each city, may build houses or palaces befitting their quality; may bear part in the government, make their own judicial laws, or use those that are, and execute them by their own elected judicatures and judges without appeal, in all things of civil government between man and man.)（同上、百八十三頁）にし、地方会議は「限定された日時以内に」(within a time limited) 議員を通じて、議案に対する「彼等の賛否を明示、公表」(declare and publish their assent or dissent) すべきであるとする。地方会議で活動する人物は「その資性、功労を人民に認められるに従つて、大評議会へ選出されるに足る」(to be chosen into the grand council, according as their worth and merit shall be taken notice of by the people)（同上書、百八十四頁）べき一層すぐれた資格を有するに至つて最後に大評議会議員、即ち国会議員に選出せられるで

あらう。

ミルトンの構想に成る此の政治機構の完全な運用を期するには、国民に政治教育を施こす必要があることを彼自身が痛感して居た。であるから彼は次のやうに言つて居る。「人を選出するために人民を最も適せしめるため、また選出された人々をして政治に干与するに最も適せしめるためには、我国の腐敗し且つ缺陥の多い教育を改善する必要があり、また人民に貞操、節制、謙虚、質実、倹約、正義と共に信義を教へ、また富や名誉を、あこがれぬやう、また騒々しさと野心を忌み嫌ひ、各自が公けの平和と自由と安全の中に個人の安寧福祉を見出だすべきことを教へる心要がある」（To make the people fittest to choose, and the chosen fittest to govern, will be to mend our corrupt and faulty education, to teach the people faith, not without virtue, temperance, modesty, sobriety, parsimony, justice; not to admire wealth or honour; to hate turbulence and ambition; to place every one his private welfare and happiness in the public peace, liberty, and safety.）（同上書、百七十五頁）と。斯うしてミルトンは個人の野心、名与心をば、しりぞけ、社会公共の安寧福祉と自由の昂揚に個人の努力が向けられることに個人の幸福、安寧が、かゝつてゐると見るのである。

右のミルトンの論文は自分の描く理想的自由共和国の政治機構を明らかにすると共に、今一つには今やチャールズ二世が迎へられて英国の王位に即かうとして居る時、此の王政復古に伴ふべき悪結果を予想して国民に警告を与へようとするのが目的であつた。ミルトンはクロムウェル在世の頃は、クロムウェルのラティン文書の秘書役を勤めた人であり、王政復古に至るまで引きつゞいて此の職に留まつた人であるから（一六四九年――一六六〇年）、当時の政局の内情を最も良く知つて居た一人であつた。チャールズ二世がフランス宮廷において如何に放埒な生活を送つて居たかを知つて居たであらう。それ故、王政復古によつて英国の宮廷が必然的に淫蕩生活の場と化すであらうとミルトンは予言して居る。そして此の予言が的中したことはチャールズ二世の宮廷生活史を繙く人の知る所であらう。「莫大なる出費と贅沢にまかして仮面舞踏会や乱痴気騒ぎの舞踏会に耽り、淫蕩、且つ驕慢な廷臣達に取りまかれて王は神人と崇められ、それがため我国一流の士女は遊楽に耽けるばかりか、名誉と心得る宮仕への不しだらの為めに、ひたぶるに風紀が頽廃するであらう。そして其処には王に劣らず淫蕩な女王が、ましますであらう。恐らく、外国生れのローマ教を奉ずる女王であらう。前から、さうである太后（註、故王チャールズ一世の妃でフランス王室出身のヘンリエッタ・マライアを指す）も居ますであらう。此の二方の局と其処に奉仕の随員達もゐるであらう。王子達と、やがては其の人達の一つ一つの華麗な宮廷も生れ出るであらう。そして其の人達の頤使に甘んずる連中が、ふえる一方である。それも雑色（ぞうしき）ばらではなくて、貴族・士人であつて、彼等は公務の職に就かうとする野心があるにも非ず、たゞ宮仕へとしての地位に対する野心を持つやうに養成された連中であつて、太夫職、侍従職、召次、御厠の局と謂つた侍職にまで目をつけて居る連中である。凡そ節操とか、改過遷善の道に

は迂く、宮廷においての自分の評判にのみ腐心し、驕慢と贅沢が、益々つのるばかりであらう」(Whereas a king must be adored like a demigod, with a dissolute and haughty court about him, of vast expense and luxury, masks and revels, to the debauching of our prime gentry, both male and female; not in their pastimes only, but in earnest, by the loose employments of court-service, which will be then thought honourable. There will be a queen of no less charge; in most likelihood outlandish and a papist; besides a queen-mother such already; together with both their courts and numerous train: then a royal issue, and ere long severally their sumptuous courts; to the multiplying of a servile crew, not of servants only, but of nobility and gentry, bred up then to the hopes not of public, but of court offices, to be stewards, chamberlains, ushers, grooms even of the close-stool; and the lower their minds debased with court-opinions, contrary to all virtue and reformation, the haughtier will be their pride and profuseness.)(同上書、百六十八頁)と彼は予言した。

チャールズ二世の人物についてのミルトンの評言は次の如きものであつた。「極端に美味を食らひ飲むことを人に許し、皮相浅薄な国家行事に派手な表情を用い、そして王の前に絶えず叩頭し、堵列の両側から無能の王を神として崇め、おろがみ奉り、おもねる国民の間に鳳輦を進める以外に能の無い」(who...will have little else

to do, but to bestow the eating and drinking of excessive dainties, to set a pompous face upon the superficial actings of state, to pageant himself up and down in progress among the perpetual bowings and cringings of an abject people, on either side deifying and adoring him for nothing done that can deserve it.)(同上書、百六十八頁)と評し、そして、「王は、また他の人間よりも何を、能くなし得るであらうか。かつて一人の宮廷詩人が言ふ所によると王は、並み居る錚々たる人物の前にあつて、何をするともなく数字の大きなゼロのやうな人物であるならば、それは、彼等の王が、もし大きなゼロのやうに、おはすのみである。むしろ人民にとつて幸福であらう。何となれば国王なるものは禍ひであり疫病であり国民の患害である事の方が多いからだ。そして退けたり、抑制したり、況んや、非難したり、罰したりしようとすれば、国家全体の破滅の危険を冒し、全土を揺るがし、殆んど転覆せしむるに至るのである。然るに、自由共和国に於いては如何なる行政官も主たる議政官も過失があれば、いさゝかの動揺も来たらしめずして之れを退け罰することが出来るのである」(For what can he more than another man? who, even in the expression of a late court-poet, sits only like a great cipher set to no purpose before a long row of other significant figures. Nay, it is well and happy for the people, if their king be but a cipher, being ofttimes a mischief, a pest, a scourge of the nation, and, which is worse, not to be removed, not to be controlled, much

less accused or brought to punishment, without the danger of a common ruin, without the shaking and almost subversion of the whole land : whereas in a free commonwealth, any governor or chief counsellor offending may be removed and punished, without the least commotion.）（同上書、百六十八―九頁）とミルトンは言ひ加へる。

ミルトンが斯くまで憎悪した王政復古は否応なしに実現された。そして国民もチャールズ二世を喜び迎へた。文学者達と言へども時勢の変化には順応せざるを得なかつた。クロムウェル在世の頃にはクロムウェル讃美の頌詩を作つてゐた詩人ヂョン、ドライデンも王政復古の世と成つて見れば、急に方向転換せざるを得なかつた。千六百六十七年発表のドライデンの詩「驚異の年」（*Annus Mirabilis*）の中で作者は斯んなことを言つて居る。寛厚の君にましますチャールズ王の知ろしめす国、人民は此の臣たらん事を冀つてやまぬ。之れに引きかへ、とつくにでは其の国に生を享けて居るため、よんどころなく其の臣民となつて居るに過ぎぬのだと。

もし、くにたみ、己が好む所に従ひ
王臣たらんと欲し
生れながらに強ひられし統治に
甘んずる要なくんば
我が大君のみぞ民の声を聴き給はん。
となりの国の王の知ろしめす国
みな、砂原と成りぬべし。
（「驚異の年」、第四十四聯）。

Were subjects so but only by their choice,
And not from birth did forced dominion take,
Our prince alone would have the public voice;
And all his neighbours' realms would deserts make.
（*Annus Mirabilis*, stanza xliv.）

時勢の急変によつて、勤王家を装うべく余儀なくされたドライデンも、政治的節操について無感覚では居れなかつた。自分自身は此の節操の貴さを知つて居た。「己れの属する党派を再三とりかへ、自己の利益を計るを以て己が行為の原則とし来たつたものは、公益のために其の誠心を発揮することは無い。この人は己れ一個のために態度を変へ、己れの運命の開発に役立つ道具として他人を利用するのである。然し、万代の経験に、かんがみて河水を最初に掻き乱す者は、漁夫の利益を得ることは稀れであることを、此の人は知るであらう。それは最近、謀反を起こして、その成果の利益を収めないで、己れ自らが用いた道具を奪はれ、自らが押しつぶされ終つた人達のやうなものである」（He who has often chang'd his Party, and always has made his Interest the Rule of it, gives little Evidence of his Sincerity for the Publick Good: 'Tis manifest he changes but for himself, and takes the People for Tools to work his Fortune. Yet the Experience of all Ages

might let him know, that they who trouble the Waters first, have seldom the Benefit of Fishing: As they who began the late Rebellion, enjoy'd not Fruit of their Undertaking, but were crush'd themselves by the Usurpation of their own Instrument.）とドライデンは自作の戯曲「すべては愛のために。世界を失ふとも悔ゐなし」(*All for Love: or, The World Well Lost*)（千六百七十八年作）の巻頭に附した書簡体の序文（*The Epistle Dedicatory*）に述べて、かつては自分自身も共鳴して居た筈の共和政治派の人々に対して痛罵を浴びせかけて居る。

さうして彼は共和政治が過去のものとなり、王政復古の世となるや共和政治を憎悪する言を公然と吐いた。曰く「自分はイギリス人としての生れと、人間であることからの理性、この二つが、かの共和制と称する美名に対して、わが心の中に一つの憎悪の念を、うみつけた。あの自由といふ仮りの姿に対する憎悪である。其処では政治に干与しない凡ての者は奴隷であり、しかも専制政治下の臣民よりも更らに賤しい奴隷である」(Both my Nature, as I am an *Englishman*, and my Reason, as I am a Man, have bred in me a Loathing to that specious Name of a Republick: That Mock-appearance of a Liberty, where all who have not part in the Government, are Slaves: And Slaves they are of a viler Note, than such as are Subjects to an absolute Dominion.)（同上序文）。正にミルトンの共和政治礼讃と反対の意見を堂々と述べて居る。そして、ひるがへつて共和政治の擁護を以て終始したミルトンはステューアート王家覆滅のために奔走した人達の王政復古ののちの運命を予想して、「我等の財産の損失や財産に対する法外の課税は、さらにも言はず、この時に、あたつては王を初め、君側に侍する人達の復讐、仇に報いんとする復讐は如何ばかりであらうか。被害の計算書、弁償の要求、訴訟、告発、調査、暴露、不平の申立て、密告は誰人かを陥入れんために、また幾千の人を陥入れんために行はれるであらう。それは恐らく中立者をば陥入れるに過ぎぬことになるであらう。その結果、極刑にまで処せられることは、よもあるまいが、投獄、罰金、追放、迫害が多く行はれるであらう。さもなければ勤王党として知られて居る人とか、王の寵臣を除いて、すべての他の人達に対して王は憎しみと汚辱、無視・蔑視とを以て報いるであらう」(But not to speak more of losses and extraordinary levies on our estates, what will then be the revenges and offences remembered and returned, not only by the chief person, but by all his adherents; accounts and reparations that will be required, suits, indictments, inquiries, discoveries, complaints, informations, who knows against whom or how many, though perhaps neuters, if not to utmost infliction, yet to imprisonment, fines, banishment, or molestation? if not these, yet disfavour, discountenance, disregard, and contempt on all but the known royalist, or whom he favours, will be plenteous.)（同上書、百八十頁）と言つて居るが、王政復古後に、チャールズ一世を死刑に処した人々の責任が問はれて、クロムウェルなど、その死

屍まで墓穴から掘り起こされて侮辱を加へられ、生存者は死刑に処せられ、ミルトンは失明のために死刑を免れることになつて、その大作「失楽園」を世に遺すことゝなつたなど、彼にとつては感慨無量の結果を生むことゝなつた。彼は又、王政復古の暁には、スコットランドが英国主権を離脱するだらうと予言したが、正に此の予言は的中して、のちスコットランドが英国と合体して英国君主の統治下に入つたのは十八世紀に入つてアン女王の治下、千七百七年のことであつた。

本編文参考書目

Edouward Bernstein: *Sozialismus und Demokratie in der grossen englischen Revolution.*

Alfred Stern: *Geschichte der Revolution in England.* (Stuttgart.)

François Pierre Guillaume Guizot: *History of the English Revolution.* (Bohn's Library.)

Lord Clarendon: *The History of the Rebellion and Civil Wars.* (Clarendon Press.)

Godfrey Davies: *The Early Stuarts, 1603–1660.* (Clarendon Press. 1952.)

Cromwell's *Letters and Speeches.* ed. Thomas Carlyle. 3 vols. (Everyman's Lib.)

Lady Hamilton: *Memoirs of the Life of Colonel Hutchinson.* (Everyman's Lib.)

Samuel Pepys: *The Diary.* 2 vols. (Everyman's Lib.)

J. R. Tanner: *English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century.* (Cambridge University Press. 1928.)

J. R. Green: *A Short History of the English People.* 2 vols. (Everyman's Lib.)

Sir Charles Firth (assisted by Godfrey Davies): *The Regimental History of Cromwell's Army.* 2 vols. (Oxford University Press. 1940.)

Ernest Troeltsch: *Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen.*

G. P. Gooch: *Political Thought in England from Bacon to Halifax.* (Home University Lib.)

Arthur E. Barker: *Milton and the Puritan Dilemma, 1641–1660.* (The Univ. of Toronto Press. 2nd printing, 1955.)

J. B. Marsden: *The History of the Later Puritans.*